

平成27年6月 9日から
平成27年6月10日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成27年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号(6月9日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
一般質問	8
平川昌昭君	8
松下哲也君	14
本多耕平君	17
渡邊定之君	22
櫻井一隆君	28
深見迪君	34
川村多美男君	43
延会の宣告	50

第2号(6月10日)

開議の宣告	56
報告第6号 専決処分した事件の承認について	56
報告第7号 繰越明許費繰越計算書の調製について	66
議案第46号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	67
議案第47号 標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案第48号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の 制定について	70
議案第49号 平成27年度標茶町一般会計補正予算	74
議案第50号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	74
議案第51号 平成27年度標茶町病院事業会計補正予算	74
議案第52号 工事請負契約の締結について	80
議員提案第2号 標茶町議会広報調査特別委員会の設置について	81
意見書案第12号 2015年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	82
意見書案第13号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2の復元、「30人以下学級」 の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家 予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書	83

意見書案第14号	憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と 関連法「改正」反対を求める意見書	84
意見書案第15号	地方財政の充実・強化を求める意見書	85
意見書案第16号	オスプレイの運行を即時中止し、新たな配備計画を 撤回することを求める意見書	86
意見書案第17号	憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の 廃案を求める意見書	86
閉会中継続調査の申し出について	(総務経済委員会)	89
閉会中継続調査の申し出について	(厚生文教委員会)	89
閉会中継続調査の申し出について	(議会運営委員会)	89
議員派遣について		89
日程の追加		89
議案第49号	平成27年度標茶町一般会計補正予算	89
議案第50号	平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	89
議案第51号	平成27年度標茶町病院事業会計補正予算 (議案第49号・議案第50号・議案第51号審査特別委員会報告)	89
閉議の宣告		90
閉会の宣告		90

平成27年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年 6月 9日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 櫻井一隆君 | 2番 後藤勲君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 深見迪君 |
| 5番 黒沼俊幸君 | 6番 松下哲也君 |
| 7番 川村多美男君 | 8番 渡邊定之君 |
| 9番 鈴木裕美君 | 10番 平川昌昭君 |
| 11番 本多耕平君 | 12番 菊地誠道君 |
| 13番 館田賢治君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政課参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
保健福祉課長	佐藤吉彦君
住民課長	松本修君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君

教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（館田賢治君） ただいまから、平成27年標茶町議会第2回定例会を開会します。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（館田賢治君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（館田賢治君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
1番・櫻井君、 2番・後藤君、 3番・熊谷君、
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（館田賢治君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から6月10日までの2日間といたしたいと思ます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、6月10日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（館田賢治君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。
○町長（池田裕二君）（登壇） 先の定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。
なお、次の5点について補足をいたします。
1点目は、標茶高等学校の間口の維持についてであります。
本年度標茶高等学校につきましても、3間口120名の募集定員に対し、入学者が81名を下回ったことから2間口となりましたが、地元生徒の不安や地域経済への影響を鑑み、要請活動

を行なった結果、平成 28 年度は 3 間口維持の見通しとなりましたので、その顛末をご報告申し上げます。

ご案内のとおり、標茶高等学校は平成 12 年に総合学科への転換がはかられ、以来、基幹産業酪農の後継者育成、環境教育の実践など、多様な教育の展開がなされ、本町には欠くべからざる教育機関と位置づけられております。

しかし、さまざまな要因から本年度の入学生は 68 名となりましたことから、3 間口から 2 間口へと削減され、北海道教育委員会の釧路学区高校配置計画の見込みでは次年度以降も 2 間口の状態であります。

この状況を受け、標茶高等学校に進学を希望する地元生徒並びに父母からは、入学に対する不安の声が上がり、また、教職員の減少による教育環境の劣化、さらに間口減による生徒並びに教職員の減少は地域経済を直撃するもので、町といたしましては間口の回復に向けて道教委に対し行動をしたところであります。

4 月 15 日に開催されました公立高等学校配置計画地域別検討協議会において、町と標茶高校 P T A 代表から本町の実情を説明するとともに、3 間口募集の維持と総合選択科目を維持できる教職員数の確保を訴え、その後も計画決定会議を前に道教委に対し、生徒募集の状況について説明をし、間口復活を強く訴えた結果、ご理解をいただき 28 年度に限り 3 間口維持の公立高等学校配置計画案が発表されたところであります。

今回は最悪の事態を回避できましたが、2 年連続の間口復活は異例とも言える措置であり、平成 28 年度の入学生徒数が 81 名を下回った場合には、その時点で復活は困難となりますことから、標茶高等学校並びに教育振興会とも協力しながら生徒確保に向けた支援を行なってまいりたいと存じますので、町議会におかれましても、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 点目は、町立病院産婦人科診療体制の変更についてであります。

町立病院産婦人科診療体制の変更について、ご報告を申し上げます。

ご案内のとおり町立病院産婦人科につきましては、札幌医科大学産婦人科学講座医局のご理解をいただき、本年度も引き続き医師の派遣を受け、診療体制を確保したところでありますが、この度、医局の配慮により、これまでの火曜日から金曜日までの月 4 日間の派遣から、月曜日の午前と木曜日の午後の週 2 回、月に 8 日間の派遣が受けられることとなりました。このことにより、受診する患者さんの選択肢が広がるなど、利便性が高まったところであります。

なお、住民周知につきましては、町の広報 6 月号、院内広告、ホームページへの掲載などを行うとともに、予約の申し込みがあった方へは、その都度、ご案内をしているところであります。

今後につきましても医療体制の確保、充実に意を配してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3 点目は、阿寒国立公園の名称変更に向けた取り組みについてであります。

阿寒国立公園の名称変更に向けた取り組みについて、ご報告を申し上げます。

先般、釧路市及び弟子屈町から「阿寒国立公園」の名称を「阿寒摩周国立公園」に変更することを双方で合意したため説明と協力の依頼がありました。また5月25日、釧路地方総合開発促進期成会においても正式要請を受けたところであります。

「阿寒国立公園」は昭和9年に国立公園に指定され、平成26年に80周年を迎えたことと、観光戦略の一つの方策として知名度の高い「摩周」を加えることで公園全体に及ぼす各種効果も大きく、全国に観光地としての情報発信力を強めて選ばれる観光地づくりが必要であるとの判断によるものであります。

今後、平成28年までに環境省が主催する「自然環境保全審議会」において諮問、決定を目指すこととなりますが、本町においても西別岳を中心に約4,000ヘクタールの面積を有しており好影響が望まれることから関係11市町と連携し、対応してまいりたいと存じますのでご理解の程をお願い申し上げます。

4点目は、森と川の月間事業についてであります。

例年開催されております「森と川の月間」関連事業が全て終了しましたので、結果についてご報告を申し上げます。

森と川の月間事業は、標茶町自治会連合会をはじめとする7つの団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境」をめざして関連事業を実施するものであります。

5月9日の月間出発式以降、植樹や清掃など8本の事業が行われ、企業や団体からの協賛もいただき、延べ1,500名を超える方々の参加協力をいただきました。

事業の内容につきましては、第22回シマフクロウの森づくり百年事業植樹、第21回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹、第14回虹別萩野魚付保安林再生事業植樹、厚岸水源涵養の森植樹の4事業で7,200本を超える植樹が行われ、別海町で開催された第14回摩周・水環境フォーラムでは、「西別川から見た環境保全と産業活動の未来」をテーマに、川と水資源の大切さを学んだ1日となりました。

また、清掃活動といたしまして、自然の番人宣言の統一行動として、第15回町内クリーン作戦、釧路湿原クリーンデー、西別川清掃の各事業が行われ、約900キログラムのゴミが回収されました。

これらの活動やその報道などをおし、趣旨の浸透が図られたところでありますが、今後におきましても、この「森と川の月間」活動の充実とより多くの方の参加に努めてまいりたいと存じます。

5点目は平成27年度国民健康保険税についてであります。

平成27年度の国民健康保険税の取扱いについて、ご報告いたします。

国保会計につきましては、本来ルールに基づく、支出金・交付金等と国保税により賄うものであり、税率を決定するにあたり、収支予測・町内経済状況・対象世帯状況を基に判断いたします。

本年度の税率決定に際し、同様に検討いたしました。町内の経済状況は依然として停滞しており、国保加入者総体の課税所得は昨年度に比べて減少していることから、総体的には低迷が続いていると判断したところであります。また、課税限度額により高所得者の負担増は望めない中、税率引き上げを行うことによる低所得者層への負担増を考慮した場合、平成 27 年度の国民健康保険税につきましては、引き上げを行う状況ではないものと判断をいたしました。

平成 27 年度の国民健康保険税率を改定しないことで、国保会計の収支不足が見込まれますが、不足額につきましては、本町独自の経済対策として一般会計から繰り出すこととし、補正予算措置を提案しておりますので、後ほどご審議のほどよろしくお願いをいたします。

なお、今後につきましては、医療保険制度改革の関連法が成立し、国民健康保険の財政支援等の改革が進められますが、それらの動向を注視しつつ、運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成 27 年第 2 回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下 2 点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、平成 26 年度町内各中学校卒業生の進路状況および平成 27 年度各学校の現況について、ご説明いたします。

今年 3 月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢 81 名で、全員が進学したところであります。

進学先の内訳は、標茶高校へ 44 名、釧路管内公立高校へ 27 名、管外の公立高校などへ 5 名、私立高校へ 5 名となっております。

次に、平成 27 年 5 月 1 日現在の幼稚園・学校の状況であります。入園・入学者数について、幼稚園は、4 歳児 21 名の入園者で、昨年と比べて 5 名の減。小学校は、61 名の入学者で、13 名の減となりました。中学校は、79 名の入学者で、5 名の増であります。標茶高校は、68 名の入学者で、1 名の減となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は、47 名在籍し、昨年と比べ 1 名の増。小学校は、407 名在籍し、18 名の減。中学校は、225 名在籍し、2 名の減であります。町内小中学校の在籍総数は、632 名で昨年と比べ 20 名の減となりました。

標茶高校は、216 名在籍し、15 名の減であります。

学級数につきましては、小学校 41 学級で 2 学級の減、中学校は 20 学級で 2 学級の減であります。そのうち、特別支援学級については、小学校 11 学級、在籍児童数 27 名、中学校では 6 学級で、在籍生徒数 16 名であります。

次に、教職員数であります。小学校は 74 名で増減なし、中学校は 50 名で、5 名の減であ

ります。全体では5名の減となりました。

今年度も、教員定数加配として、通級指導等で標茶小学校へ1名、指導方法工夫改善で標茶小学校へ2名、標茶中学校へ2名、あわせて5名の特別配置をいただいております。また、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に4名、標茶中学校に3名の配置をいたしました。

2点目は、標茶町図書館への図書への寄贈であります。

標茶町ライオンズクラブから児童図書20冊、(5万円相当)の寄贈をいただきました。昭和50年から毎年子どもたちの読書推進を願い、今年で累計2,127冊、(総額270万円相当)となりました。また、北洋標茶はまなすクラブから設立50周年を記念し、図書購入費として10万円の寄付をいただきました。

心より感謝の意を表すものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長(館田賢治君) ただ今の、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

◎一般質問

○議長(館田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

10番・平川君。

○10番(平川昌昭君)(発言席) 久方ぶりと申しますか、4年ぶりの質問で大変緊張しておりますけれども、逸脱しないように質問をいたしたいと思っております。

通告いたしておりました過疎債を活用した事業計画についてでありますけれども、本町の過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成22年度から平成27年度までとし事業が実施されている中で、今年度も過疎対策事業として、ハード・ソフト事業を含め14項目、6億4,000万円ほど予算化されておりました。いわゆる過疎法は言うまでもなく、人口減少率や財政力指数などの要件を満たした市町村を過疎地域に指定し、地方交付税で元利償還の7割を手当とする過疎債の発行を認められることから、道内においても昨年度4月現在で149市町村が

過疎法に基づき公示をされておりました。また、過疎法の改正により 2016 年 3 月まで延長されたことは既に周知されておりますが、本町においても医師確保、また医療費助成などソフト事業についても既に実施されているところではあります。過疎対策は人口減少化における地域の再生、さらに地域の自立がキーワードであると考えているところでございますが、次年度以降の事業計画等について、以下 4 点について見解をお伺いいたします。

まず、昨年度に全国過疎地域自立促進連盟が過疎対策事業債の拡大の中で、廃校舎等の公共施設の解体撤去を要望していたことが一部報道されておりました。促進連盟は本町も加盟しており、少子高齢化に加えて人口減少、少子化が加速していく時代背景として特にこの要望が出されたことと思っておりますが、措置法の改正内容はどのようになっているかについてをまず伺います。

2 点目につきましては、今後の過疎債のソフト・ハード事業として計画している中で、政策として住民への周知、要望等についてですが、現状、策定準備とは思いますが、工程をどのように考えているかを伺います。

3 点目は、ソフト事業の過疎債の活用策として、過疎債を活用して基金を造成し、過疎対策としてのソフト事業の充実に生かしていくことも将来的な方策として考えるところですが、特に基金の造成については、医療や教育など分野を特定せず、幅広く過疎地域としての自立促進していくために事業全般に活用できるところですが、いかがですか。

4 点目につきましては、次年度からの計画の中で、特に重要な環境や農業政策の財源措置として過疎債の制度活用をどのように考えているかについて伺います。

以上、質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 10 番、平川議員の過疎債を活用した事業計画についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、過疎地域自立促進特別法の一部が改正され、平成 28 年 3 月までとなっておりましたが、さらに 5 年間延長となり、平成 33 年 3 月までの事業計画となりましたことから、本町といたしましても安堵したところであります。

初めに、改正の概要は、期間の延長のほか、平成 22 年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件追加、過疎対策事業債の対象施設の追加等が図られたものであります。お尋ねにあります廃校舎等の公共施設に関する点につきましては、小中学校校舎等の整備について新たに対象となっております。さらに、過疎地域の公共施設の老朽化対策として、過疎債枠が増額されておりますが、解体費用が対象となるか、今後、全国過疎連盟等の情報収集に努め、利用可能かどうか注視してまいりたいと存じます。

次に、今後の過疎計画策定の工程における住民周知や要望等についてのお尋ねであります。基本的には多くの町民の意思を集約いたしました総合計画の着実な実現に向けた計画内容とすべきと考えておりますが、今後、議会や各審議会、団体からの意見、さらには住民要望を捉え

た各現場からの情報に基づく新たな視点を加えた事業集約を行った後、道との協議を経て年度内には議会にお示しすることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目のソフト事業への過疎債を活用した基金造成についてのお尋ねであります。本町はソフト事業として医師確保対策と子ども医療費助成事業に活用を予定しておりますが、基金造成のための活用についての現時点ではソフト事業に特化した新たな基金造成が財政運用上有利な状況とは言いがたいと考えており、新たな基金をつくることは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目のお尋ねであります。環境対策、農業政策とも、当然ながら本町の重要施策と考えておりますし、その財源対策として本制度の活用は重要と捉まえておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、再質問があれば許します。

平川君。

○10番（平川昌昭君） ただいま4点ほどということでご答弁いただきました。

1点目につきましては、全国津々浦々、まさに北海道から沖縄までいろんな市町村の過疎地域として指定されている団体からの要望というのは多岐にわたっておることは私も知っておりまして、北海道独自ということになれば、これは学校のみならず、公共施設の老朽化ということになれば、これは当然過疎債の対象にもなっていくのかなと思っておりましたけれども、今年度は特に残念ながら上茶安別の解体は過疎債のみならず、そういう事業展開につきましては、過疎債を適用しておりませんが、いずれは公共的な施設に対しまして、全国の促進連盟の要望というのが多分実現するのではないかという予測はしております。

ただ、その公共施設のいずれは縮小、解体とかする場合において、本町にとっては過疎債を活用しないで自前の予算で、自前でやっていくということなのだろうということでもっと受け取ったのですが、その点について、ただ、公共施設等の総管理計画というのも多分、上部団体、国のほうから出されているかなと思います。それに基づいて検討されているのかということも、つけ加えてお聞きしたいなと思っております。

それから、2点目の住民とか要望について、先ほど町長のほうから、いずれは住民からの皆さんの住民要望を吸い上げていくと。その吸い上げていく場合に、例えば年度内、それを策定準備されて素案をつくるまでに、どの過程で住民の方々と要望という、どういう機会をつくっていくのか。例えば総合計画の中では、委員会等々もございました。しかし、この過疎債の活用というのは非常に注目もされておると思いますが、その時点で住民からのそういった、どの時点でどういう方法でやっていくのかなと、もう少し詳しく考えているのならお聞き願えればと思います。

3点目の基金の造成、例えば70%を過疎債を活用して、さらに一般会計等からやった場合に、残った場合、例えばそれを充当されて活用すべきでないかなということをお聞きしまして、私は当時、町長にお聞きしたときは、1回考えて検討していくということも言っておりました。

その時点で、どの程度検討されたかというのを今の答弁の中、もう少し詳しくいただければと思います。

特に、4点目につきましては、この環境政策、農業政策、加えていろんな分野では大事な政策がありますけれども、特にうちの町の場合は、ごみ処理の問題も大きくこれから取り上げていかなければならない。さらにまた、食肉加工センター等々に関しては重大な大きな政策でございます。それについての財源というのは、当然こういうのは視野に入れていくべきだと思いますが、それによって他の事業の影響度があるのではないか、その辺は今の時点でどのようにお考えになっているのか、これについて4点再度お伺いいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 再質問でございますので、お答えをしたい。

国からの公共施設の管理についてどういった指導があるかということだと思っておりますけれども、町のほうで公共施設の今後の管理計画等については集約をしておりますので、担当のほうからお答えをしたいと思います。

また、住民要望をどうやって吸い上げていくのかというお尋ねでございますけれども、先ほどもお答えをいたしましたように、本町には総合計画というのがありまして、現在、走っている総合計画につきましては、町民要望を吸い上げた中で、町民の皆様とともに作り上げたというものでありまして、それを基本方針として進めて施策を推進していく。それとまた、時代的に緊急な要請があつては、その都度判断をしていくという姿勢でこの間来ておりますので、いろいろな住民の皆様から要望をお聞きする審議会、協議会等々の場がございますので、そういった中での議論、また、当然に議会の皆様のご議論等々も重視しながら、優先順位等々を判断してまいりたい、そのように考えております。

そういうことで、現時点において直接住民要望を聞く場をというご趣旨でありますと、現時点においてはそういった必要性が出てくればその時点で考えたいと、そのように考えております。

それから、ソフト事業への基金造成についてでありますけれども、先ほどもお答えをいたしましたけれども、財政運営上有利とは思えないという私ども判断をしております。というのは、委員も先ほど質問の中で申し上げましたように、過疎債というのは7割が交付税措置をされるわけでありまして、3割は負担をしなければいけないという中で、いわゆる実施しなければいけないものがあつて、それがソフト事業が実施できないという状況、これは非常に難しい判断であります。というのは、借金をしてまでやる事業かどうかという判断はその都度その都度で私ども提案させておりますので、確かに住民要望が多岐にわたり増加をしているという状況でありますけれども、そういった意味で、過疎債であってもこれは借金でありますので、借金というのは、基本的に返すという前提で組み立てていかなければならない。そういった状況で言うと、過疎債を活用して基金造成するまでの状況にはないというぐあいに判断をしているということでございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

それから、4点目の大型プロジェクトについては、ごみ処理施設、それから学校教育施設等々、大型事業がめじろ押しでありますし、また食肉加工センターについては、これについては議会の皆様にも昨年来ずっとご説明を申し上げましているように、釧路・根室管内の組合長会からの当町に対する要請の基本的なスキームが、食肉加工センターについては本町は過疎債を借りて建設をしてほしいという要請でありますので、これについてはかなり大型の、もしこれが実現をすれば、大型な過疎債の充当ということになるかと思えます。

そのことと、過疎債というのは、あくまでこれは枠がある話でありますので、全国、全道からの要望の中で私どもの要請するものがどこまでその対象となるか等々については、それは全体枠の中で判断されるということでご理解をいただきたいと思えます。

そういった中で、過疎債の充当ができなかった場合に、私どもとしてはどうしても必要な事業等々については先ほど申しましたけれども、できるだけ借金をしない形の中で、どこまでできるかということで毎年度の予算を提案しているということでございますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） 先ほど10番、平川議員からの中でありました公共施設の総合管理計画について若干説明したいと思います。

公共施設の管理計画につきましては、2013年、総務省のほうから計画をするようにということで通知が来ております。その内容につきましては、以前、中央自動車道の笹子トンネルでトンネルの落盤事故というのですか、そういったことがありましたので、そういう公共施設のインフラに対する補修も含めた計画を立てなさいというのが内容でございまして、標茶町におきましても、昨年から庁舎内で内部会議を開きまして、総合管理計画についてスケジュールを立ててございます。

その中身につきましては、町内の施設の老朽化ですとか、利用者が減っている施設の統廃合というような形になるかと思えますけれども、それも含めまして、少子高齢化による住民要望の変化、それから財政状況の変化によります公共施設の利活用を今後計画するという内容であります。

スケジュール的なものを言いますと、現在、施設の内容を検討しておりまして、今年度中に素案の作成をしたいと考えております。それから、28年度に住民及び議会のほうのご理解をいただいた後に、28年度中に策定をしたいと考えております。

中身につきましては、財政状況の将来的に含めたそういう中身ですとか、こういう施設を減らして福祉施設をふやすとか、そういった施設の利活用について長期的にわたった計画にする予定でありますので、今後、議会のほうとも協議をしながら計画を取り進めていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 管理計画については、今、概要があったとおりでありますが、ご質問にあ

った公共施設の解体の部分で、今後、過疎債も含めて、それで自前でやるのかというお尋ねで
ありましたけれども、それにつきましては、総体的な財源確保を含めて検討していく形であり
ますし、先ほどありました制度も、もろもろの制度含めまして、解体活用できるという部分
があるとすれば、それを活用させていただくということでもありますので、全てが自前でやる
ということではないということで、それぞれの制度内容を確認しながら健全な財政状況を構築す
べく検討してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 平川君。

○10 番（平川昌昭君） 公共施設の解体等々については、先ほど質問で今回は過疎債には
それは充当しないということの中で、いわゆる総務省から管理計画に基づいて地方債の特例措
置をつくるというそういう解釈で、そういうふうに進むということになっているということ
ですね。いわゆる過疎債の対象にはならなかったと。しかし、総合計画に基づいて、いわゆる
公共施設のそういう解体に係るものについては地方債の特例措置がありますよと、そうい
うようなことになっているのですかとお聞きしたのです。

それからもう一点、住民の周知とかという場合に、例えば総合計画に基づいてそれはいろ
んな集約されているのだと。しかし、この過疎債そのものの過疎法、過疎債に基づいて説
明する場合に、いかにどう住民の方々の意見、要望を吸い上げるか、こういう形の中
ではみずから出ていっていろんなことを提供する、こういうことが必要でないかとい
うことをお聞きしているので、協議会とか何々委員会というのはごく限られた方々
が来られる、もっと吸い上げるためには行政が行政マンが出ていってどんどん説
明していく。そうすれば、もっと要望等が、いろんな意見が出てくる、そういう
ことが過疎法、過疎債についての理解が深まっていくのではないか、このこと
を申し上げているわけですが。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 解体関係のほうについてお答えいたします。

先ほど町長の答弁の中で、27 年度、過疎債枠が増枠になったという答弁をいたしま
したが、ここの部分について公共施設の老朽化対策ということがうたわれてお
りますが、解体についてはまだ決定していないということで、現在、今後も過疎
の団体のほうからの情報収集に努めたいという考えです。

それから、先ほど管理課長から答弁いたしましたが、別枠で公共施設の 10 年計
画を立てた場合には、過疎債とは別な起債の事業メニューもありますので、この
活用も両にらみで検討してまいりたいということでございます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

住民周知のあり方ということでもありますけれども、私はまちづくりの基本は
総合計画であると。過疎債はその財源対策の一つだというぐあいに私は理解を
しております。総合計画、まちづくりを進める中で過疎債というのはほかの
借金に比べてどれだけ有利であるとか、有利で

ないとかいう、そういう判断の中で過疎債については申請をしてきているわけでありますので、この過疎債を何に使うのかということに対して町民の皆さんから直接ご意見を承らなければならないとは、私は議員の皆さん方が町民の代表をして負託を受けていろいろなご意見をこの場で披露されているわけですから、私はそれで十分ではないかということをお先ほど申し上げたわけであります。

ただ、時代の変化というのは当然ありますので、そういった中でまちづくりに対する新たな提案等々があって、もしそれが必要だということになれば、それはそのときに検討したいということでお申し上げます。

いろいろな施策を私どもが構築する場において、住民の皆さん方からご意見を承る場として、直接ご意見を承るといのがもしベストだということであれば、それはまた別かと思えますけれども、私は現在のシステムの中では、町としてはあらゆる施策の場合にそれぞれの検討委員会なり、審議会なり、協議会なりを設けておまして、町民の代表、それぞれの組織の代表の皆さん方のご意見を承っておりますので、現時点においては直接伺う必要性が私としてはどうしてもというぐあいには考えていないということでおございますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 平川君。

○10番（平川昌昭君） 総合計画に基づいて協働のまちづくりというのは、これは基本的なベースでありますし、その町長の姿勢としては私ども議会も住民の方と接する中で、当然のごとく情報提供してまいっております。

ただ、町長としてそれは行政としての例えば総合計画の中の一つのソフト事業、そしてまたハード事業、これは新しい仕組みがどんどんどんどん変わっていくわけですから、6年間という時限立法の中でいかに理解していただくか、そのお金をどう使うか、お金の仕組みをつくって、そして仕事の間をつくっていく、この姿勢というのは変わらないと思うのです。やっぱり説明の場があればもっと理解力を深めるというのは、これは行政であって、私どもも同じだと思うのですね。もっと町場に出て説明をしていく、この姿勢というのはやはりやっていただきたいと思うのですが、この過疎債に関しましては、これからの素案づくりということで、夏場については素案をまたつくって説明するという場がありましようから、ただ、住民に理解してもらおうという意味では、過疎債、過疎法について総合計画に基づきながらやっていますよということをもう少しPRをしながら深めていく。この姿勢というのはやっぱりぜひ一皮むけてほしいなと私は思うのですが、最後の質問でご答弁いただきながら、終わりにしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 再度のご質問でございますけれども、私は、やはり総合計画をつくるときに、あれほどの労力、時間を費やして町民の皆様とつくり上げた総合計画、これをやはりベースに足りないものは足していく、不必要なものは減らしていくという姿勢が一番大事なのではないのかなと思えます。いろいろな考え方はあろうかと思えますけれども、私はやはり過

去の先輩たちの積み上げてきたものの上に、現在の状況等を判断して何を優先させていくのか、そういう判断をこれからもしてまいりたいと思いますので、そのことが直接住民等のご意見を承る場がどうしても必要だというぐあいには私はどうしても考えられませんけれども、もしそういういった必要性が出てくるということであれば、それはそれなりに考えてまいりたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 平川君。

○10 番（平川昌昭君） 最後にしようと思えますけれども、去年ですか、今回、私、過疎のいわゆる策定計画について、それはもとよりお金がかかることですから、借金までして事業債を起こすというのはいかがかなと、それは基本的には金を借りなくてもいいわけですから。ただ、やむを得なくそれを利用して、ソフト、ハードを利用して事業を起こす場合に、なぜその要望があるから起こす、やっぱり意見を聞く、要望を聞くという場がある程度、積極的に行政がやるべきではないかと、そのことを言っているわけですから、ちょっと堂々めぐりになりますけれども、また別の機会に町長とまたお話しさせていただければと思いますので、これで終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 以上で10番、平川君の一般質問を終了いたします。

次に、松下君。

○6 番（松下哲也君）（発言席） さきに通告してあります閉校校舎の積極的な利活用というテーマでもって質問させていただきます。

平成23年3月末閉校の磯分内中学校を皮切りに、平成26年3月、中御卒別小学校、平成27年3月、久著呂中央小中学校、この4年間で3校が閉校になり、また、来年度平成28年3月をもって阿歴内小中学校も閉校が予定されております。5年間で4校が閉校ということで、大変複雑な思いを持っているわけなのですけれども、地域の人口減少という中で、よりよい教育環境の中で子供たちに教育を受けさせなければならないという親たちの本当に賢明な判断であらうと考えております。

その後、磯分内中学校は解体されて、その跡地に磯分内小学校が建設されております。中御卒別小学校は今年度4月より農業研修センターとして改築され、その後、運営されて、今後のことに期待されております。

その中で久著呂中央小中学校は市街地より最も遠隔地にあり、平成9年建設、小中併置校という中で、非常に校舎も広く新しく、そういう中でそのまま活用されたいというのが非常に、地域の中ではもったいないとかいうような感覚で何とか活用していただけないだろうかという声が多数出ております。

こういう条件の中で、地域の振興策を含めての利活用を求めるということで、閉校校舎の利活用ということについての基本的な町としての考え方はどうなのかということと、今後も有利な利活用、どういう形で利活用をされるかということとはわかりませんが、そのためにも有利な条件でということでは閉校の校舎の維持管理ということについてはやはりきちっとやっ

ていくべきではないのかなというふうに考えておりますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番、松下議員の閉校校舎の積極的な利活用をとのご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、久著呂中央小中学校はことし3月末をもって沼幌小学校及び標茶中学校に統合されましたので、平成9年建築の校舎は教育としての利用を終了いたしました。

1点目の閉校校舎の積極的な利活用についての基本的な考え方につきましては、第一義的には地域の意向を尊重することとしており、今後の地域内の議論に期待するところであります。

また、地域の利用予定がなく、今後の展開の中で新たな利活用方法が発生した場合は、地域と協議をしつつ有効活用することも考えており、北海道が発行する「廃校ガイドブック」への掲載など多方面への情報提供を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の維持管理の継続についてであります。学校施設としての利用はなくなりましたが、町の責任として安全上、防災上も含め、必要な維持管理につきましては適切に対応してまいりたいと存じますので、ご理解を願います。

○議長（館田賢治君） 松下君。

○6番（松下哲也君） 予想されたとおりの答弁で、地域の意向を聞きながら、また要望があれば協議をしてという中で、今までのあれを見ましても、それぞれの地域、閉校になった地域を見ましても、やはり人口減少の中でその地域の中であれだけの施設を受けて、それを地域でもって何らかの形で利用していくということは、地域としては非常に困難な状態であるということは十分ご承知ではないのかなと、そういうふうに思っております。

そういう中で、では地域でもって利活用できないからあえてこういう質問をしているわけであって、かといって正直申しまして、では、今、町でもって何かに利活用できるかとかんとかということでは、私も非常に難しいというのは重々、十分理解しております。

確かに、この廃校、閉校の校舎の利活用ということでは、北海道、道内外、全国至るところでホームページでもって掲載されておりますし、若干その中でこういうことで利活用されておりますと、本当にわずかな数でしか出てきていないということでは、本町においてその校舎の利活用がいかに難しいかというものは、私も十分理解はしているつもりです。

では、何にと私のほうからも、こういうことに使ったらいいのではないとか、ああいうことに使ったらいいのではないのかなとか、何かいい案が出せればいいのですけれども、正直言って、それだけの知識もないというか、ただ、今の日本の国の状況を見る中で、東京オリンピックを控えていますから、その合宿の場所だとか、そういうことにはどうですかとか、でも、そのことについても日本全国どこでもやっているわけであって、たまたま閉校になったからといって、では、標茶のその校舎がそのまま選ばれるかといったら、これもまたなかなか難しいものがあると。

その中で、閉校の利活用、何を基準にしてかということ、建物が、まだ授業をやっていますから余り触れたくはないのですけれども、来年の阿歴内小学校、これも小中併置校ですから、そして平成 11 年の建設ですよ。僻地のほうでは一番新しい。久著呂が平成 9 年ですから、非常に新しい校舎で小中併置校ですから、非常に校舎が大きいと。そういう建物が新しい、古いという感覚でもってもったいないから何かに使ってほしいという感覚と、あとは地域振興という形で何かその校舎を中心とした中での利活用をしていただきたいという、2つの面の考え方があるのですけれども、私は両方求めたいわけです。

そういう中では、標茶で唯一閉校校舎を活用されているのが中虹別の小学校と北片無去の小学校ですか、ここは唯一本当に閉校した校舎を活用されていると。やはりその中で入って活用されていけば、当然地域の中での集いの場であったり、人が集まってくるということでは、本当に誰かが入ってくれるだけでも、その場がその地域がある程度活性化されるということは確かに実証済みであると。いろいろと話を聞いていますと、非常に一般企業だとかそういう方が直接活用されると、賃貸料だとかそういうことがきちっと発生してくるという中では、非常に難しい部分はあるなというのわかりますけれども、やはり私のお願いは何といても、何とかの形での利活用というものについて町として積極的な対応をとっていただくことだけを望みたいと思っておりますので、決意のほどだけお聞かせいただければと思っております。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私どもは決してこの廃校跡地の利用について地域の皆様方に何とかしてくれと言っているわけではなくて、地域の皆様方のお考えがあればそれを優先したいということで、町としては、この閉校跡地の利用等々については情報発信等々をしておりますし、例えば都会のNPOの皆様方にも情報提供をしております。そういった中で、議員も先ほどご指摘になりましたように、全国各地に今続々と出ているこの廃校が、まして文科省は学校の集約化ということを方向として決めておりますので、これからどんどんふえてくるだろうと思っております。そういった中で、なかなかやはりその効果的なお話というのが出てこないということが実態であります。私どももこれからもアンテナを広く掲げてというか、情報発信をしながらやってまいりたいと思っております。

ただ、中御卒別の小中学校の例につきましましては、非常に多くの関心をいただいております、注視を集めております。私もいろんな会議に出たときに、あの学校の利用方法についていろいろ話を聞かせてほしいということも聞いておりますし、ああいった形が成功例としてはあるかどうかと思います。

それとやはり、これから先、これはまだ検討しなければいけないと思っておりますけれども、いわゆる郷土館の問題等々もありまして、その保存する場所であるとか、そういった利用方法、現在、弥栄の学校が教育財産のままでいろんな資料等々を集めておりますけれども、あとやはりあちこちでも開拓に入って 100 年という節目を迎えておまして、やはり先々代の皆様方が築き上げてきたいろいろなものがやはり時代の変化とともに失われつつあると。それ

をどうやって保存し、後世に伝えていくのか等々も非常に大きな役割だと思っております、そういった意味でこの閉校跡の校舎が使えないか等々の検討というのも考えてまいりたいと思っておりますし、道内の成功例みたいはどこかの企業さんが来ていただくというようなことであれば非常にありがたいと思っておりますけれども、やはりそこら辺は非常に困難だということもぜひご理解をいただきたいと思っております。

これからも私どもとしては、久著呂、それから阿歴内、当面出てきますけれども、そこら辺の利用について何かいいアイデアがありませんかという問いかけは広く行ってまいりたいとどのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 松下君。

○6番（松下哲也君） このことにつきましては、本当に私は町側へ激励を込めてお願いしたいということを申し上げまして、何とか頑張って利活用に向けて取り組んでやっていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で6番、松下君の一般質問を終わります。

次に、11番・本多君。

○11番（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうからさきに通告してありますので、通告に沿って町長のほうに所見を伺いたいと、このように思います。

根釧酪農ビジョン策定における本町の具体的な取り組みについてということでお伺いをしたいと、このように思います。

私は、1期4年、議員活動の中で、幾度となく本町の基幹産業の問題を取り上げ、町長、そして所管する部局に政策提案をしましてまいりました。本町も農業支援施策を実施しておりますが、しかしながら、残念ながら近年も平均で酪農家戸数対比で毎年3%前後の離農、休農がハイペースで進み、地域、そして基幹産業を取り巻く情勢は厳しさを一段と増しております。経済社会の維持拡大にとっても大きな重要課題となっております。

平成26年8月、根釧地域の市町村長及びJA組合長が一堂に集まり「新たな根釧酪農構想検討会議」を立ち上げ、27年2月、10年後を目標にした根釧酪農ビジョンを策定したと理解しております。性格として「関係機関・団体は本ビジョンの方向性に基づき、それぞれの立場に応じた役割を主体的に果たしながら、具体的な施策を推進していく」と取り上げております。特に、行政の中におきましては、「市町村は、農業者にとって一番身近な行政組織であり、市町村酪近計画を始めとした各種計画の策定や計画実現に向けた取組の推進などにより、安定的な農業の発展や豊かな地域づくりの実現に向けて主導的な役割を發揮しています。人口減少社会や地域コミュニティの維持に向けた対応が求められている中、市町村の果たす役割は、より重要性を増しており、関係機関・団体と連携する中で農業者等が行う主体的な取組や地域活動への積極的な支援を行っていきます」というふうに行政側ではそのようにうたっております。

本町としてどのような具体的な施策を推進していくのかを町長にお伺いしたいと、このように思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11 番、本多議員の根釧酪農ビジョン策定における本町の具体的な取り組みについてとのお尋ねについてお答えをいたします。

ご案内のとおり、根釧酪農ビジョンは、根釧酪農の現状や将来の方向性を共有し、さらには新たな可能性を追求していくため、検討会議を設置し、策定されたものであります。

その中で描かれた将来像は3点あり、1点目が消費者の期待に応え、地域の特色を生かした安全・安心な食料の生産、2点目が多様な担い手が支える安定した農業経営の確立、3点目が地域資源と創意工夫を生かした幅広い連携や新たな展開であり、この将来像の実現に向け、3つの視点からの具体的展開として「草地型（循環型）酪農の推進」「担い手の育成確保」「高付加価値化の推進と新たな可能性の追求」という記述があり、さらには3つの展開の目標値として、草地更新率年 10%の達成、新規担い手確保年 80 人、生乳1キロ当たり所得 30 円の実現が設定されています。

そこで、議員のお尋ねは、本町としての具体的な取り組みですが、既に取り組んでいるものを磨き上げ、地域内全体に波及させることができれば、ビジョンの目標達成に貢献できるのではないかと考えているところであります。

すなわち、草地型酪農の推進においては、酪農再興事業による草地更新の推進やT A C S（タックス）しべちゃによる実践的提案が今後期待されるほか、乳質改善協議会で取り組みが提案されている農場H A C C Pは、地域として広がりを持ったとき、乳業メーカーや消費者からの絶大な信頼を獲得できることが期待できますし、担い手の育成においては畜産クラスター事業等による搾乳ロボットの導入や複数戸法人や農協出資型法人の動き、あるいは農業研修センターによる就農希望者の受け入れが該当いたします。

また、3点目についても、既に高付加価値化の構想を持った生産者が存在するほか、肉畜資源の活用に関しましては、現在、取り組んでおります食肉加工センターが新たな可能性を切り開くことになるのではと思いをさせているところであります。決して楽観はしておりませんが、悲観する必要もなく、恵まれた資源を背景に自信と誇りを持った生産を続けていくことこそ本町酪農、ひいては地域全体の輝きにつながるものと考えるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 11 番・本多君。

○11 番（本多耕平君） 実は、私が今ここでこのビジョンということでの町長に所見を伺っているわけですが、実はけさほど会議室のほうにこのビジョンについての書類が配付されておりました。実に分厚いもので、私はもっと簡単な実は書類をいただいておりますわけですが、それで私が一番思ったことは、この釧根の酪農ビジョン策定に当たっては、やはり根釧、全ての自治体が共通認識、いわゆる1次産業、酪農の厳しさ、あるいはまた地域における衰退、コミュニケーションがとれなく、だんだん人口が減少している、いろんなそんな複数の問題がいわゆる釧路にとどまらず、根室、全ての自治体がそういう厳しさにあるという

共通認識を持ったということについては、私はここですばらしい一つの方向に向かっていくものだなというふうの実感をして、このビジョンについての中を、時間がありませんでしたけれども、多少見させていただきました。

それで、今、町長がお答えになりましたけれども、いわゆる 10 年後を目標にしているということでもあります。あくまでもこれはビジョンでありますから、ビジョンはビジョンでありますけれども、3つの具体的な展開をしていくのだと。町長がおっしゃられたように草地型の酪農の推進あるいは担い手の育成の確保、やはりまた付加価値のついた新たな可能性のあるものを追求していくのだと。目標値の中には、今、具体的に言われたいわゆる草地更新を年 10% ずつ進めていきたいと。新規担い手確保、年間 80 人をめどにしていきたいのだと。

さらには一番私が気にいたしますところは、生乳生産の所得をキロ 30 円にしていくと。これは今、我々地域に求められている、酪農家に求められている大きな具体的な施策だと思えますけれども、ただそこで、数値を並べればいい、あるいはまた目標を持てばいいということだけではなくて、具体的に実現させていくというときに、まず 1 番目の草地更新の問題なのです。

これは私いつも議会で何度か言いましたけれども、本町の草地については 2 万 6,000 ヘクタールというふうに私は認識しております。町有地等々も含めると、約 3 万ヘクタール弱になると思うのですけれども、いわゆるその 10 分の 1 を草地更新の目標にしていくとしますと、今、酪農家、搾乳家戸数が 4 月いっぱい 253 戸でありますから、大型の肉牛農家もいます。それを少し加算したとしても、1 戸平均の草地面積が 80 ヘクタールから 100 ヘクタール弱になると思うのです。その中で 10 年をめどにして 10% ずつやっていくのだということになってくれば、1 年平均 8 ヘクタールや 10 ヘクタールしなければならぬ。莫大な資金投入が必要なのだと私は思っております。農業振興費の中で草地造成の町の助成もありますけれども、現実的に 10%、まず本当にできるだろうか、農家の経済力の問題、いろんな事業があります、補助事業がありますけれども、では補助事業が全ての地域に網がかかっているかといえば、そんなことではないわけですから、果たしてこのまず 1 番目の 10% の草地更新をしていくのだということが現実的な可能な数値かどうか、それを聞きたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

可能な数値かどうかということになれば可能だと思います。

○議長（館田賢治君） 11 番・本多君。

○11 番（本多耕平君） 町長、可能だというふうにおっしゃられました。

根拠は、私はさっき前段申し上げましたように、いろんな補助事業もありますし、農協独自のいわゆる機械導入でもって自己負担を軽減する事業もあります。しかしながら、8ヘクタールから 10ヘクタールを各農家が毎年草地更新をしていくという目標については、私は経済的にかなり厳しいというふうに思うのです。再度繰り返します。いや、町長でなくても農林課長でもいいのです。現実的に、今の農家が平均でそれがやっつけられるかどうか、経済力でもって。

それをまずお聞きしたいと思いますが。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 目標を掲げて私どもこれに取り組んでいるわけでありまして、それが可能か可能でないかというご質問に対しては、だから今、議員がご質問になっているのは、現状非常に厳しい状況にあると。それはいわゆる農業の経営としての問題なのか、例えばこの目標自体が無理なのかということ、私はこの数字が可能かどうかということであれば、これはやりようによっては可能であるということでお答えをしたわけで、決して不可能だということ、これ釧根で皆さん方が専門家含めて農協関係者含めて行政でつくった目標ですから、それは議員、議員のいろんなお考えはあろうかと思えます。ただ、議員がおっしゃりたいのは、多分この目標を達成するためにどういった支援があるのかということだと思います。ただ、それについて言うと、これはやっぱりあくまで経営の問題でありますから、いわゆる補助事業等々でどの程度支援できるか等々については、これはやっぱり国の考え方等々もございまして、私どもだけではできない部分もあると。ただ、町としては、今までも農協さんと力を合わせながら、できるだけこの更新率を高めるようにいろんな施策を取り組んできたということでございますので、それを経営者としてどういう判断をされるかどうかというのは、これはもう別の問題でありますので、これはやはり経営者の皆さん方が個別に自分の経営を踏まえて判断をされるべきものだと思っております。

ただ、それが可能か可能でないかといえ、可能だから私どもは目標として設定をしたということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 11 番・本多君。

○11 番（本多耕平君） 今、この問題の最初の問題については、私も結びの段階で町長とまたお話ししようと思ったのですが、今、この草地の問題については了ということではなくて、後ほどまた私のまとめの中で話をしたいと思えます。

それから、所得の 30 円、これも可能かどうかということも、またそれは可能だろうというふうに町長お答えになろうかと思うのですが、がしかし、基礎的に、では今、標茶の 1 キロの生産乳量がどのぐらいになっているのかと、私は実は昨日農協のほうへ行行って調べようと思ったら、農協では把握していない。普及所でもちょっと無理だと。役場では多分今の標茶の 1 キロの所得がどのぐらいになっているのかということは理解しているのではないかと実は農協からお聞きしたのですけれども、ここで一応 30 円という目標を立てたわけですから、現実に今、標茶の 1 キロの牛乳の所得はどのぐらいになっているのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（館田賢治君） 休憩します。

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午前 11 時 22 分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本多君。

○11 番（本多耕平君） 私、先ほどから実は申し上げましたように、このビジョンづくりについては各自治体、さらには農協も含めて、民間も含めて、乳業会社から消費者団体から各多くの団体が入って、いわゆる根釧の酪農を守っていこうと。さらにはまた、10 年後を目標課題に持って総意を持って皆さんでとにかくつくり上げていきたいと思いますという私は資料であるというふうに実は理解をいたしました。その段階ですから、申し上げましたように、自治体としても、本町としても、かなりの覚悟を持ってこの会議に出席をして標茶の1次産業を守っていく姿を改めてみんなでもって考えましよう、つくっていきましようということだろうというふうに私は理解しているところでございます。

そんな中で、3つの大きな具体的な施策ということで、町長にお話をもっと詳しくお聞きしたかったわけでありましてけれども、私の実は通告の中で通告の仕方として、具体的な施策は何なのかというような程度でとどめたものですから、さらにそれを下げて原点といたらやっぱり基礎資料を私は提示していただきたかったわけですがけれども、そこまで私は通告しておりませんでしたので、多分通告ミスということで、皆さんにご不便をかけたというふうにお伺いいたします。

そこで、私は再度町長にお願いといたしますか、所見だけはきちっとしたものを伺っておきたいわけですがけれども、いわゆるこの3つということについては、やっぱり標茶にとっては原点だと私は思っております。よく言いますように、このようないわゆる数値を目標にしたから頑張ったということだけではなくて、3年ごとに検証するというようなこともやっぱりきちっと書いてあります。となりますれば、やはりいかに行政が酪農家を支援するというだけではなくて、行政だけがもっと前向きに経済団体とか、農協といつも町長言われますし、私も言いますがけれども、やっぱり両輪となってこの3つの目標をさらに具体的な数値を組合員あるいはまた各関係機関に知らせしめるような方向をきちっと作り出していきたい。

というのは、私、きのう農協に行った段階でも、職員のほとんどがこれがどういうことかわからないのですね、農協のことを言ったら申しわけないのですけれども。となれば、やはり農家の方々にとっては、これはもっともっと真剣に耳を傾けなければならない問題でありますので、この数値はやっぱり数値として私は単なる目標ということではなくて、これをどうか現実的なものにしていくという施策を本町の中で取り上げていただきたい。

さらには、私、今さっき乳価の問題、所得の問題も言いましたけれども、十分この基礎資料はあると思いますけれども、後日またそれは何らかの機会でもた町長のほうにお聞きをしたいと思いますが、これについての、このビジョンについてのやっぱり町長としての覚悟のほどを最後にお聞きをして、私は質問を終わりたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私はこれまでも本町の基幹産業の酪農をどうやって振興発展させてい

くかという中で政策提言をさせていただいております、議会の皆さん方にご理解をいただきながら。その中で、今般たまたま根釧の酪農ビジョンということで管内が広域的に共通目標を持って進めようということになったわけでありまして。先ほどお答えしましたように、私どもが農協さん、関係団体と一緒に今まで取り組んだことを、さらに精度アップをしていけばこの目標というのは当然到達可能な数字であろうと、そのように考えております。

それともう一つ、私がこの中で書かれていないことでこの会議の中で申し上げたことは、環境への負荷をどうやって減らすことが、これは消費者にご理解をいただく非常に大事なことであるので、そのことについても、特にやっぱり家畜ふん尿の処理の問題等々については、私はまだこれは本町のみならず、全道的に畜産農家にとってはまだまだ大きな課題でありますので、これについてはやはり地域住民の皆様を初め、都市の生活者の皆様方にご理解をいただけるような処理の仕方を何とか確立しなければいけないということは、これは私は道庁に行っても申し上げておりますし、国に対しても申し上げておりますので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 本多君。

○11 番（本多耕平君） 終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で 11 番、本多君の一般質問を終了いたします。

8 番・渡邊君。

○8 番（渡邊定之君）（発言席） それでは、通告に従って質問いたします。

初めに、標茶高校に釧路養護高等学校の分校を設置する運動を町としても行ってはどうかについて質問いたします。

今、町内で「標茶町手をつなぐ育成会」などを中心に、標茶高校に釧路養護高等学校の分校を設置する運動が展開されています。この運動や特別な支援を必要とする子供たちの将来についてどのようなお考えをお持ちでしょうか、ご所見を伺います。

この町で生まれ育った子供たちが義務教育後の進路もこの町で親と暮らせる環境をつくるのが行政としての任務と考えますが、いかがでしょうか。

また、道教育委員会は、特別支援教育に関する基本方針、それを平成 25 年 3 月に出していますが、その中でも、地元で教育を受けることができる機会を確保することや、高校や小中学校の空き校舎、空き教室などの既存施設を活用した分校または分教室の配置を含め、受け入れ体制の整備を図ることを基本的な考え方として高等部の整備を進めています。そのことともこの運動は合致していると思いますが、いかがでしょうか。

特別な支援を必要とする子供たちにとって、その将来も本町で自立のための教育を受けることができるようにすべきであり、その点で標茶高校は最良の環境と考えます。そのため、釧路養護高等学校の分校を標茶高校に設置する運動を町としても全面的に後押しし、支援するべきと考えますが、町長のご所見を伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 8番、渡邊議員の標茶高校に釧路養護高等学校の分校を設置する運動を町としても行ってはどうかのお尋ねにお答えをいたします。

特別な支援を必要とする子供のみならず、全ての子供にとって幸せな将来を望むことは当然のことであると認識をしております。義務教育後の進路については、それぞれの状況にもよりますが、生まれ育ったこの標茶でご家族の皆さんと暮らすことができることを願う方も多いと思います。また、専門の特別支援教育を受けたり、就労とケアを受けられる生活の場を求めて標茶を離れて暮らす場合もありますが、いずれの環境づくりもその実現に向けて努力するのが行政の役割と認識しておりますが、行政のみが解決できる問題ではなく、各行政機関や民間団体を含めた総合的な対応が必要であると考えております。

北海道教育委員会では、平成25年3月に出示された特別支援教育に関する基本方針の中で、特別支援学校における特別支援教育の充実として、「進学希望者が増加傾向にある職業学科を設置する特別支援学校について、できるだけ身近な地域において教育を受ける機会を確保できるよう、高校や小・中学校の空き校舎・空き教室など既存施設を活用した分校又は分教室の設置を含め、受入体制の整備を図ります」と記されております。

また、平成25年10月から「道立特別支援学校高等部の在り方検討会議」が行われ、本年3月の道議会への報告では、圏域内で等しく高等部における教育を受けることができるよう、また障害の程度により学科を選択するのではなく、将来の進路希望によって学校を選択することができるよう受け入れ体制を整備する5年程度の準備期間が設定され、これまで以上にできるだけ身近な地域において教育を受ける機会を確保する方向性が示されたものと理解をしております。

一方、学級定員、管内の対象となる生徒数に基づく適正配置等々、本町のみ状況だけではクリアできない一面も持っていることもご理解をいただきたいと存じます。

最後に、特別な支援が必要な子供にとって標茶で教育を受けられることが、保護者の方とはもとより、子供にとってもよい方法と認識をしております。その視点からも、標茶高校は総合学科であると同時に農業の準拠点校としての施設や設備も充実しており、将来の自立に向けた職業教育の場としてふさわしい環境にあると思っております。

北海道教育委員会では、本年5月28日に高校での特別支援教育の充実に向けた検討委員会を設置し、現在、公立高校に特別支援の必要な生徒が在籍する中で、昨年9月現在で577人だそうですが、高校には特別支援学級や通級指導などの制度がないことから、多様な学びの場の検討が行われるなどの情報もありますので、これらの動きも注視しながら、どのような形や手法が標茶高校での特別支援教育の場をつくることを可能とするのか、引き続き情報収集を行うとともに、標茶高校に釧路養護高等学校の分校を設置する運動を中心的に行っております標茶町手をつなぐ育成会の皆さん、また標茶高校の発展を願う標茶高校教育振興会の皆さんともご相談をさせていただきながら、必要な要請について行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、答弁いただいて、今現在この運動に5,000筆ほどの署名が寄せられているということでございます。そして、この署名には近隣の市町村の多くのお母さん方からの署名も寄せられているということでもあります。

今、町長さんをご答弁いただきましたように、非常にこの標茶高校の環境、施設、それから農場等、最良の環境であるということで、非常に近隣の市町村の皆さんからも期待が大きいところでもあります。そういう意味では、どうかこの皆さん方の運動が実ることを期待しているわけでありますけれども、現実問題として一日でも早くということだと思います。今現在、中標津、中札内、そういうところに通われているお子さん方もおられると思いますけれども、こういう場合、寮生活ですので土日は送迎を余儀なくされ、そういう意味では道路事情等からも非常に厳しい状況でありますので、どうかその辺も考慮いただき、実現に向けて努力していただきたいというぐあいに思います。

この運動には多くの皆さんの思いが寄せられています。80歳を過ぎたお母さん方がこの署名を通じて私の子供たちがした思いをこの署名活動、この分校設置の運動で今後自分たちの後輩のお母さん方がこういう思いをしなくて済むのであれば、本当に力の限り頑張りたい、そういう思いで署名活動に参加されている方もおります。私自身、娘を中札内高校に進学させ、寮生活をさせた経験もあります。まさしくその思いは言葉にならないといいますか、本当にバックミラーで父親を送るあの姿を思い出したときには、こんなことでいいのかと。そういうことで、ぜひこの運動が成功するよう、町としても大きな力を発揮していただきますことをお願いしたいというぐあいに思います。

答弁お願いいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 再度のご質問でありますけれども、私は基本的な考え方としては何とか実現をさせてもらいたいという努力をしたいと考えております。

ぜひご理解をいただきたいのは、ただ、それが本町のみ事情だけでは本当に可能かどうか等々については、これはやはりいろいろな問題等々があるということもぜひご理解をいただきたいと思います。

それと、議員もご案内のように、義務教育に関しては特別支援の取り組みについては、私はできるだけ対応を本町としては実現をさせていただいているということでもありますので、そのときにいろいろなお話をさせていただきますけれども、やはり支える人をどう確保していくかということが、これは現実問題として非常に大きい問題になるわけです。だから、その確保等々も含めてやはりどういった方法が可能なのか等々については、多くの皆さん方のご意見を賜りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） ありがとうございました。

そういう意味では、常日ごろ町の方針として一人の不幸も見逃さない、そういう立場で頑張っていたきたいというぐあいに思います。

この件に関しての質問は終了させていただきます。

次に、酪農経営安定対策として新規就農支援並みの親元就農支援をについて質問いたします。

毎年、離農者がふえ、現在、営農を続けている酪農家には、厳しい酪農経営の実態もあります。農家戸数の減少は、少子高齢化の状況にも深刻な影響をもたらしています。この点について町長はどのように事態を分析し、評価しているのか所見を伺います。

離農者に歯どめをかけ、さらに後継者対策として、現在、新規就農支援制度が行われていますが、しかし、まだまだ就農への支援は不十分であると考えます。親元就農支援についても拡充すべきと考えますが、いかがですか。

同時に、現在、後継者のいない農家にも後継者をつくるため広く宣伝し、公募し、後継者を生み出す施策が必要だと考えますが、どうですか。ご所見を伺います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 引き続き、渡邊議員の酪農経営安定対策として新規就農支援並みの親元就農支援をというお尋ねについてお答えをいたします。

まず、1点目の農家戸数の減少への分析、評価についてですが、搾乳戸数の変遷を見ても、この10年間で367戸から271戸に減少しており、これは年平均9戸強というペースになります。

私は以前から、同じ乳量であるならば、多くの生産者がいてくれたほうが地域にとってはありがたいと申し上げてきました。実際、この間の搾乳中止、離農に歯どめがかからなかったことと、地域の人口減少は少なからず連動しており、本町のこの先の人口減少を考えるときにも重要な要素だと考えております。

また、この1年では11戸が搾乳中止となっていますが、半数以上が後継者不在を理由にしています。平成25年2月に実施したアンケート調査では60歳以上の経営者に後継者の有無について尋ねたところ、半数以上が後継者不在と回答しており、いわゆる団塊の世代の経営者が見切りをつけて離農するケースが発生するのはと懸念をするところでもあります。

次に、親元就農支援について新規就農支援並みに拡充すべきのご意見ですが、現在の新規就農者誘致特別措置条例では、特別条例で規定する支援策は、酪農の特殊事情である牧場取得時の多額の初期投資が新規参入の障壁であるという考えから措置されたものが中心であります。議員ご指摘のとおり、厳しい経営を強いられている酪農家も多く存在することは認識をしておりますが、他産業との兼ね合いを考慮したとき、親元就農者への一律の補助は町としては現在のところ予定をしております。ただし、今後の情勢変化等で親元就農者への支援の必要性が生じたときには、JAさんと協議をしながら検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

3点目の現在後継者のいない農家にも、後継者をつくるため広く宣伝、公募し、後継者を生

み出す施策が必要と考えるかどうかのお尋ねについてですが、町ではJAさんと協力をして、経営継承制度をつくり継承させてもいいという農家の登録をしていますが、これまで4戸の登録にとどまっています。広報、PR等が足りないというご指摘も過去にいただき、JAの広報紙なども活用して宣伝しましたが、伸び悩んでいる実態にあります。また、宣伝、公募し、後継者を生み出す施策として、昨年から新・農業人フェアへの出展を再開し、本町酪農のPR活動を強化し、新規就農希望者の獲得に取り組んでいます。さらに効果的な取り組みがないか、農業振興会議や担い手協議会の中でご意見を賜りながら推進してまいりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 私は、今、休農、離農されている方の特徴とといいますか、余り無理をしない、投資もしない、しかし、後継者にも経営を継承しない、そういう形で休農に至っている農家が結構あるというぐあいに感じています。

そういうことで、標茶の酪農の未来というのは、そういう意味ではこういう本当に無理のない経営をやってきた家族農業的な経営が消えていくということに非常に疑問とといいますか、問題点を感じているところでもあります。やはり多くの新規就農を希望される方のイメージとしては、今、営農を中止しよう、休農しようという酪農の形態を望んでいる方が多いということも事実だと思いますけれども、この辺の町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。新規就農を希望されて本町に参入された方たちのこれは全てではありませんけれども、やはり私が担当しておったときから多くの方はやはり自分の生活、家族というものを重要視してこの経営を選んだということが多いというふうに私は印象として持っております。そういう傾向というのがこれからどうなるのかというと、多分新規参入される方の大方の皆さんが望むのは、やはり家族との時間を重視し、そして豊かな自然環境の中で生き物とというそういった考え方があろうかと思えます。いわゆる大きな経営を目指して入ってこられる方というのは、私の記憶では余りないように考えております。

ただ、一方で考えなければいけないのは、地域として考えなければいけないのは、これは総体としての乳量をどう維持していくのかということも同時に考えていかなければいけないわけですので、新規参入者の皆さん方の門をどうやって広くあけてできるだけ興味を持った方たちに入っていただくか、そのことが非常に大事だと思っております。

それと、先ほど議員がご指摘になりました親が余り無理をしない、投資もしないし、後継者も継承しないという事例があるというお話であります。確かにそういった事例もあろうかと思えますけれども、それはやはり経営者個々の経営者としての判断だというぐあいに私は考えておまして、やはりこの経営がいかに魅力的なものであるかということに関係機関一丸となって理解していただく。それとやはり興味を持っている人たちに対して門戸を広く開放する。そのことが私は必要なのではないのかなと、そのように考えておりますので、ご理解をいただき

たいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 先ほど私が後半で質問いたしました広く宣伝、公募というところでありますけれども、私が農業委員として仕事をさせていただいている時期でありますけれども、今、課長としてお座りになっています牛崎局長とともに、そういう意味では新規就農等々多くの新規就農者を迎え入れている足寄に訪問し、検証させていただいたことを思い出すのでありますけれども、そこで私がやっぱり一番特徴として覚えていますのは、そこにそういう新規就農、それから経営を譲ろうという人たちのコミュニケーションを取り持つ専門相談員がいたということが非常に印象に残っています。そういう点から、本町でもそういう立場で新規就農、それから親元就農等の仲を取り持つ、そういう人が必要ではないかという思いもするのですが、いかがでしょうか。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 少し具体的話になりましたので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今、議員ご指摘のとおり、足寄町を一緒に見学してまいりまして、非常に私も感銘を受けてまいりました。その中で本町の新規就農対策をこれまでも農協さんと一緒に考えてきたところなのですが、この何年間か、ご指摘のとおり、就農希望者とそれから就農先をつなぐ役目あるいは就農研修中の状態をきちんと見きわめる、そういう専門職が必要だということで、農協さんのほうとも意見が一致しまして、この4月から開設をした農業研修センターの事務所の中に担い手協議会の事務所を置き、そしてその事務もしていただける就農コーディネーターを農協の臨時職員という形で1名配置をしております。

これからどのように機能していくかという部分については、担い手協議会あるいは町農協の中で十分協議しながら、さらに効果的な運用ということで考えていきたいというふうに考えておりますけれども、当座そういったことで他町村の様子も参考にしながら標茶に合致した新規就農システムをつくり上げていきたいということで今進んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 渡邊君。

○8番（渡邊定之君） 今、課長のほうから答弁をいただいたことを速やかに実施していただきたいというぐあいに思います。

それと、先ほどの議案の中に、いただいた書類の中に移転就農一時金の問題と新規就農一時金の数字が出て、これのことについて説明をと思ったのですが、よろしいのでしょうか。大変失礼しました。

ということで、心臓がもう飛び出そうなので、これからもこういう立場で質問させていただきたいと思いますので、どうもありがとうございました。

○議長（館田賢治君） 以上で8番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（発言席） 一般質問の通告に従い、質問いたします。

食肉加工センターを建設するに当たり、今後の方針を示していただきたい。

1つ、株式会社北海道畜産公社道東事業所根釧工場、これは平成28年3月31日までの営業で、その後は十勝工場に集約すると聞かすが、農協組合長会及びホクレン、畜産公社と本標茶町における検討協議会を立ち上げたのか、これを伺いたい。

また、課題解決の状況と推進体制はどのようになっているのか、これもお伺いしたい。

2つ目は、日本国内には数多くのイスラム圏国籍の定住者並びにビジネスマンや旅行者が多くいると、このように聞いています。宗教上の理由から食肉の調達には苦勞していると、こういう現状であるかのように思われます。したがって、彼らへの食材の対応と、さらには輸出をすることを設置者としてそういうことを考えているのか、これもお聞きしたい。

以上でございます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、櫻井議員の食肉加工センターを建設するに当たり、今後の方針を示されたいのお尋ねにお答えをいたします。

1点目の株式会社北海道畜産公社道東事業所根釧工場と検討委員会の立ち上げ、課題解決と推進体制についてのお尋ねですが、現在、稼働している釧路市新野にある畜産公社根釧工場は、設置後40年以上が経過し、施設の老朽化に加え、たび重なる地震による損傷などを理由に平成26年度末廃止の方針が出されたものの、釧路地区並びに根室管内農協組合長会では、地域に必要な施設という意見集約を行い、新たな施設の建設を検討するとともに、現工場の廃止延長を要請し、平成27年度末をもって廃止の方向となっているところであります。

新たな施設の検討の中で本町に対し公設民営による設置要請がありましたのは、ご案内のとおりでありまして、昨年9月には根釧両総合開発期成会要望として、国並びに道に対する要請活動が行われております。その中でも指摘を受けました課題を解決し、推進の方向性を打ち出すために、平成27年3月21日、関係する組織の長である釧路地区農協組合長会会長、根室管内農協組合長会会長、ホクレン酪農畜産事業本部長、北海道畜産公社代表取締役社長、そして小職標茶町長、オブザーバーとして釧路総合振興局産業振興部長、根室振興局産業振興部長をメンバーとし、事務局をJA北海道中央会根釧支所、ホクレン釧路支所と中標津支所とした根釧屠畜場・食肉加工施設整備検討委員会として設立されたところであり、委員長に釧路地区農

協組合長会会長、副委員長に根室管内農協組合長会会長と小職が選出されたところであります。さらに、本検討委員会には専門部会を設けることも承認され、事業計画の策定や畜産公社、根釧工場閉鎖方針に伴う空白期間の対応方針などを検討協議する体制となっておりますし、課題解決と推進体制についても既に本検討委員会として対応を進めており、今後も検討委員会、専門部会を中心に推進を図っていくこととしておりますので、ご理解願います。

また、現根釧工場廃止後から新施設稼働までに空白期間が生じる問題があります。これは雇用者の確保や廃用牛等の流通体制に混乱が生ずる可能性が高いこともあり、本年3月11日には両地区組合長会として、株式会社北海道畜産公社に再延長の要請を行ったところでありますが、この要請に対しまして、株式会社北海道畜産公社からは、現状のままではこれ以上の延長は難しい、廃止の方針に変わりはないとの回答であると聞き及んでおります。

しかしながら、本町といたしましても、空白期間が生じてしまうことによる影響等を考えたとき、そのことは避けるべきであると考えるところであり、昨日開催された根釧屠畜場・食肉加工施設整備検討委員会において再度要請をしたところですが、老朽化等によるリスクを考えると、これ以上の延長は厳しいとの回答があり、今後は空白期間が生じることによる影響を最小限にとどめるべく、その対応策や手法など一層の情報収集と働きかけをする考えでありますので、ご理解願いたいと存じます。

2点目のイスラム圏国籍の定住者とビジネスマンや旅行者への対応と、さらにはイスラム圏への輸出についてに関するご提案ですが、この間の食肉加工センターの設置要請スキームとして、加工品販売についてはホクレンが担う部門として要請を受けております。そのことから、どんな製品をどこにどのように販売するかについては、基本的にはホクレンとしての方針となりますが、新施設には牛に限定した食肉加工施設であることから、ご提案にあるイスラム圏への輸出を含めたハラールとしての販売手法の取り組みについてホクレンに提案をさせていただいた経過があります。しかしながら、ハラール認証についてはイスラム圏の国々によって条件も異なり、また、認証を取得するための費用も発生するなど、イスラム圏への輸出の条件を整えるには、ハードルが高く、ホクレンからはこの取り組みは難しいとの返答が来ているところでもあります。

現在は、日本国内を訪れるイスラム教徒、いわゆるムスリムの旅行者をターゲットにしたインバウンド施策として、ムスリム向けの屠畜方法を取り入れ、豚と交差せずに屠畜加工された肉、ノンポークあるいはポークフリーと呼ばれる肉であることを情報発信し、求める人に選択してもらえよう、ホクレンを中心とした関係機関による協議を進めておりますので、ご理解願います。

いずれにいたしましても、この食肉加工センターは根釧地域に必要である考えに変わりはなく、今後とも関係する機関との緊密な連携により、建設に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（舘田賢治君） この際、質問があれば許します。

櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 再度質問いたします。

この要請ということ、公社への要請は非常に延長は難しいと。なぜならば、まず1つは耐震性の問題、それが1つ、それから衛生処理上の問題、これが2つ目の課題、あと内部の作業における効率の問題、この3つがネックになって、なかなか大楽毛の工場をさらに1年間延長することはできんというのが公社の言い分であり、公社の現状だと、こう思うのであります。したがって、公社もご承知のとおり、これも株式会社でございますから、経済原理からいって、生産性、効率性その他を考えて、採算性が合わないとなれば撤退するのですよ。だから、鉦路の工場をやっているならば年間1億円からの経費がかかるから、これは撤退すると。再度つくるには金がかかり過ぎるから、これは無理だと。だから撤退し、帯広の西24条にある第1、第2工場に新たに第3工場をつくり、そこでこの鉦路の屠場にかわるものを受け入れると、こういう体制をとるとというのがこの公社の基本方針だと、このように理解しているところです。そこで働いている人間はおよそ100名いるのですよね。もったいないことに、この100名が今これから帯広のほうに帰られると。そっちのほうに吸収されてしまうということですから、非常にもったいない話なのですが、ここで問題なのは、この空白ができてしまう。急いでつくっても、町長がおっしゃるようにこれから計画を立て、そして設置をする、設計をする、用地買収をする、そういうことでいくと、タイムラグが生ずる。大楽毛はなくなる。そのタイムラグを補助金として農家の庭先経済を守っていくために町として何らかの補助金なりなんんりの助成というものを考えられるのかどうか、これに関連してちょっとお聞きしたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

町として補助を考えるかどうかということに関して言うと、これは鉦根の組合長会さんとホクレンさん、公社さんの間の中で、それについては畜産公社としてこういった形で提案をし、負担等についてはお話をすることになっているというふうに私はお聞きをしております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） それでは、ホクレンのほうとの話し合いということで、まずはここは飛ばして、次にイスラム圏への輸出ということについて、これは消流の部分はホクレンが行うことだからそちらのほうにお願いするというようなお話かと思うのですが、実はここにことしの平成27年5月28日付の日本農業新聞、これによると、四国徳島県は鹿肉をハラール食材として活用する事業を本格化させるということが載っておるわけです。これを要約するとどうということかという、産地から県内外の需要先に流通させるため、ホテル、レストラン等のマーケティングと輸出に向けたセミナーを開催し、イスラム国のマレーシアで実際にテスト販売をやったと。そして、総括的に県産ハラールの開発、発展を後押しすると、こういうふうに県はこういうことをやるよということを述べているわけです。このように農業新聞に載っておるわけです。

したがいまして、これについては、まさにこの根室、釧路から屠場がなくなるというときに、それは我々にとって、酪農家にとってはピンチなのですが、これをチャンスとして捉える絶好の機会でないかと私は思うのです。ですから、町として、行政としてもこの徳島県に倣いながら、積極的にそういうアクションを起こす気はないのかどうか、これをお聞きしたい。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

鹿肉と屠場は基本的に関係ないわけでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。私どもが今要請を受けているのは、牛の加工でございますので。

それと、ハラールについての考え方につきましては、先ほどお答えをいたしましたように、私どもも当初その可能性がないかということでホクレンさんにご提案をさせていただき、御協議をしました。しかしながら、私どもが要請を受けたスキームというのは、公設民営で本町が過疎債を借りて建設をし、畜産公社に委託するという形でありまして、販売についてはホクレンさんが請け負うと、請け負うといたしますか、担当するということでのスキームでありますので、肉をどうのように販売するかというのは、これはすべからず農家、農協さん、そしてホクレンさんの判断するところであって、私どもとしては、こういった方法もあるのではないのかなということでご提案はさせておりましたけれども、ホクレンさんとしては、現在のハラール認証のシステム、そして実際にハラール認証を取っている屠場の実際に動いている状況等を考えたときに、ハラール認証を取って進めることが決して有利ではないという判断をされたということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、私が農業新聞を指し示しながらお話ししたのは、一つの例であって、標茶町で鹿肉をやれという話をしているのではないのですよ。こういうことも実際あるのですよと。だったら、この鹿肉は捕獲して、内地の鹿ですから、赤み、赤肉しかないのですよ。だからそれを肥育しておいしいものにして売るのがだよということを言っているわけですがけれども、幸いにしてここは食肉屠場で牛ですよ。だから、肥育している肉をそのまま使えるから、鹿肉の話ではないのですよ。私たちはできるのは、すぐできるのは、肥育した肉をそういう付加価値を高めた中で、販売できるよ。それはハラール、そういう認証を受ければ可能ですねと。高く、そして付加価値を高めながら売るとは、農家経済においても非常にプラスになるわけですよ。そして、そういうふうによく売れるということは、屠場を運営するに当たって非常に有利に働く。釧路、根室だけではなく、十勝圏からもいい肉が入ってきて、これからできるであろうそういう食肉加工場で屠畜され販売されると。まさに、農家経済を守り、屠場の運営上も有利に働くのではないかと、そのように私は考えて、あえてこのイスラム圏への輸出というものを提唱し、行政としてもひとつご提案していただきたいと思います、このように強く望むものであります。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 最初に申し上げましたように、私ども昨年1年間時間をかけてそのことについてはホクレンさんに提案をいたしました。ただ、ホクレンさんのほうで取り組まないということで、農協組合長会さんのほうもそれで納得されたわけですから、それ以上のことは私どもとしてはああしろ、こうしろとは言えないということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

だから、別に議員のおっしゃっていることを否定しているわけではなく、私どももそのとおりだと思いました。ただ、現状のハラールという認証システムというのが、国内においては大きな混乱を巻き起こしていることは事実でありますし、私どもがいろいろご相談を申し上げましたいろいろな人たちの中で、実際にハラール認証が必要なのかどうかということに関して言うと、かなりのムスリムの方たち、私どもが接触した方たち、ムスリム協会の方ともお話しさせていただきましたけれども、いわゆる日本が今いろいろ農水を中心に進めているハラール認証システムそのものが、ムスリムの人たちにとって本来的なものではないというご意見もあるわけであります。だから、私どもはそういった考えもあるのであれば、先ほど申し上げましたように、インバウンドのムスリムの方たちにご利用いただけるようなハラール認証は取らないけれども、イスラムの教義にのっとって屠殺した牛肉であるということを情報発信することによって、ムスリムの人たちが自主的にその情報に基づいて判断をされるという、そういうマーケットを目指してはどうかということを提案して、そのことで今進んでいるわけでありまして、当初から私ども輸出するということは当然考えておりません。それはこのスキーム自体が、最初から申し上げていますように、釧路管内の農協組合長さんから本町に対して設置してくださいと、こういう形の中で設置してくださいと要請を受けて、それを受けて私どもとしては動いているわけでありまして、この間の経過等につきましては、議会の皆様とも逐一報告をしながら相談をさせていただきながら標茶町として取り組んできたという経過でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 今、組合長のお話の中で、揚げ足をとるわけではないんですが、非常に混迷を来しているところがあると、ハラール認証について。どういうことなのか。ちょっと一例を挙げてご説明願いたいので。

○議長（館田賢治君） 企画財政課参事・常陸君。

○企画財政課参事（常陸勝敏君） お答えさせていただきたいと思います。

ハラール認証の関係の部分だと思うのですが、実際に今、町長説明させていただいたとおり、ハラール認証にはハラールとはという、まず何なのかという定義があります。ハラールとはイスラームにおいて許されたものという意味で、ハラール認証については信頼できる第三者機関が食品にハラールのお墨つきを与える制度であります。

しかしながら、そのハラールであると許すのは誰なのかとか、それを決めることができるものなのかとか、そういう認証制度自体に疑問を呈す方々もいらっしゃいます。さらには、その

認証を行う団体も、その輸出する国々によっても複数存在し、認証を取るためには、先ほど町長が説明したように高額な費用がかかります。認証期間も1年ないし2年という有効期限が設けられているなど、それら認証団体の一部の利権行為という感が強い制度でもあるというところもあります。

ハラール認証を取るためには、不浄とみなされる原材料を含んでいないという部分が条件でありまして、アルコールや豚肉、それがそれに当たります。また、加工する方法として鋭利な刃物で気管、食道、頸動脈を一気に切断し、処理の前にはお祈りをするなど、その認証団体によっても条件が異なることがあります。認証制度自体の曖昧さ、それを取得するための施設自体にも特殊な施設整備が必要、そういう全体的なことを鑑みただ中で、ホクレンとしてはその輸出向けのハラール認証制度を取ることは難しいという判断に至ったと聞いております。

先ほど町長が説明した中で、そのハラール認証は取らないのですが、ムスリムの方々が日本国内に多数訪れているという現実もあります。その部分をターゲットにした取り組みができないかということで、この間ムスリム協会の方々にも情報を得ながら、助言を得ながら、その中でハラール認証は取らないけれども、ムスリムの方が受け入れをできる屠畜の方法、その部分については今回の新しくつくる施設の中では取り組みができるのではないかということで、ホクレンを初め、関係機関とも協議をし、今その中でその手法を取り組もうということで考えております。ですから、輸出向けの部分については難しいという判断でございますが、国内を訪れるムスリムの方々に情報提供をしながら、そこで受け入れをしていただける肉を生産できるような施設として今取り組みを考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） それでは、この件については、どんなことがあっても屠畜場というか、食肉加工センターについては町長の公約でもあるからやっていくのだということで理解してよろしいですね。それを確認したいのですが。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 最初にお答えをしましたように、この間、私はいろいろな方から何度も何度もお尋ねをいただいておりますけれども、私は最初から最後まで建設に向けて最大限の努力をしまいたいというぐあいに申し上げておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） 町長の不退転の決意ということはよくこの場でわかりましたので、私も町長にかわって代弁者として多くの町民に町長の不退転の決意があったと、このことをお知らせしていきたいと、このように思っております。今後ともよろしく進めていってください。お願いいたします。

これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（舘田賢治君） 以上で1番、櫻井君の一般質問を終わります。

次に、4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（発言席） 少し胸がドキドキしていますけれども、質問をしたいと思
います。

初めに、保育料の軽減で働く親の支援と魅力ある標茶町の福祉向上をということをテーマに
質問いたします。

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まり、認可保育所や認定こども園等の保
育料、つまり利用者負担額は国が定める基準を上限として、居住地の市町村で決定すること
になっています。

本町の子ども・子育て支援制度のアンケートでは、多くの方から「保育料が高い、もっと安
くしてほしい」という回答が寄せられました。このことについて町長のご所見を伺います。

保育料の無料化については、少子高齢化対策、住みよいまちづくり、働く親の子育て支援、
さらには第4期総合計画での「全町民の夢と希望を込め、平成 32 年度の人口を 8,000 人程度
と想定」を現実のものとするを含め、まちづくりの大きな起爆剤と考えますが、保育料無
料化を視野に入れたさらなる保育料減免の計画を持つべきと考えますが、いかがですか。

また、このことは子育てを地域社会全体で支援する環境をつくる上でも最も大切な課題であ
ると考えますが、町長のご所見を伺います。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の保育料の軽減で働く親の支援と魅力ある標
茶町の福祉向上をのお尋ねにお答えをいたします。

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まり、保育料の設定に当たっては、3月
の町議会、全員協議会でもご説明しておりますが、現行では所得税で計算されておりました基
準が新制度では市町村民税に算定方法が変わることから、それにより極力影響が出ないよう、
現行 10 階層区分を 14 階層区分に細分化し、国の基準を上限とし、適正な保育料設定に努めて
おります。

次に、昨年実施した標茶町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果におい
ては、「保育料を安くしてほしい」「公園の整備、小児科の診療日をふやしてほしい」などが挙
げられており、そのうち保育料金に関する経済的負担軽減の要望に関するものは全体の 24%
の回答となっております。

これらの状況を踏まえて、新年度新たに子育て応援給付金制度を創設し、本町に住まわれる
1 歳から 6 歳までの就学前児童を養育する子育て世帯の経済的支援として現金 3 万円の給付制
度を設け、申請の受け付けを開始したところであります。

最後に、保育料の無料化のご提案でございますが、子育てを地域社会全体で支援する環境を
つくっていくというお考えにつきましては、議員と考えを同じくするところであります。今回

3万円の子育て応援給付金の創設のほか、子供の出生時に贈呈をしております既存の標茶町子育て応援チケット交付事業についてJAしべちゃさんのご理解も得て、みるくっく券を3万円から5万円に拡大いたしました。また、中学校までの子を持つ家庭における医療費の実質無料化、さらには標茶で子供を産み育てたいと願う夫婦に対する不妊治療に対する費用の経済的支援も行うこととし、子育て関連の施策の充実を図ったところであります。

引き続き、保育料のあり方を含めて、総体的に町として子育てしやすい環境整備に努めるよう、今後とも検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 確かに、保育料の無償化の自治体というのはそれほど多くはないですね、全国的に見ても。ただ、私アンケートにも出ていますが、24%と答えられましたけれども、中には保育料は多少高くてももっと保育のサービスを充実させてほしいという意見もあります、少数な意見ですが。この24%というふうにダイレクトに保育料を安くしてほしいと。その中ではパートで働きたい、働く意欲を持っているのだけれども、保育料のことを考えると働けないというようなことも書いてあるのですね。24%以外でダイレクトに書かれていない人たちも、多くは保育料は安くなればいいなというふうに思っていると思うのですね。

保育料を無料化していくということ、私、最初、これ大ざっぱに質問しました。それで、町長の今の答弁で、保育料のあり方を含め検討をしていきたいという答弁で十分といえば十分なのですが、最初は第2子以降無料化、第1子は半額というふうに書こうかなと思ったのですけれども、いきなりなので、まず町長の意見を伺ってからというふうに思いました。

それで、保育料というのは、確かに子供たちの1歳から6歳までの今回4月から実施した内容とか、みるくっく券の充実とか、それから中学生までの医療費無料化等々、これは本当にすぐれた政策で、私も感心している内容なのですが、保育料というのは、それとはまたちょっと別な意味が含まれていると思うのですね。それで、例えば働く、働きたいと思っている親たちが保育料のことが壁になってなかなか働きに出られないとか、それから2人で働いているけれども、1人分の賃金が全部保育料に持っていかれるとか、そういうことで働く意欲を失っていくのだというようなことがアンケート、ニーズ調査の裏に見え隠れ、ダイレクトに書いている人もいるのですが、見え隠れするのですよ。そういう意味で、そういう点まで突っ込んでどういうふうにお考えなのか、もう一度答弁願いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この間、子育て支援に対してどういう考え方を持っているのかということで、議員とも何度もこの場で意見交換をさせていただいております。やはり人口減少という少子化ということが急に騒がれるようになりまして、地方でそういった支援をとということで国のほうでいろいろやっておりますけれども、この問題は何度も申し上げますように、合計特殊出生率2以上にどうやって到達するかという中で、歴史的にやはりフランス、北欧を中心にどういった施策を

時間をかけてつくってきたか、そのことに学ぶべきではないのかということ、私はこの議会の場でも何度も申し上げてきました。それは要は、やはり女性が働きやすい環境をどうやってつくっていくかであろうと思います。そうした場合に、それが単に町村の施策になるのか、国の施策になるのかというと、これは国の施策になると、私は申し上げてこの間来ました。それとやはり雇用の場である企業の皆さん方の考え方がどうなのかということ、それをやはりフランスや北欧は長い時間をかけて築き上げてきたという。そのことに日本が学ぶべきではないのかということをお願いしてきたわけであります。

それともう一点基本的なものは、私どもは国の施策をある程度それが正しいという前提の中で、何か足りないかということ、町村のほうで加えるものについては加える。サービスということになるとマイナスということになると思いますので、ほとんど加えるしかないと思いますけれども、こういった形ができるのか、そのことが非常に重要だろうということであります。

今回、保育料に関しても、国は見直しをして実際に下げるという意図はないわけでありまして、そういう状況を踏まえて本町で何ができるかということ考えたときに、子育て世代が確かに保育料を下げたいという、それはアンケートの結果ありますけれども、その向こうにあるものは保育園であろうと幼稚園であろうと、子育てをする皆さん方にとって子育てに対する応援であろうというぐあいに私は判断をいたしましたので、3月に応援給付金という提案をさせていただきました。いろんなご意見を伺いましたけれども、決してこれが満足とは私は思っておりませんが、現在の本町の財政状況、それからいろんなもの考えたときに、こういった提案をしていくことが本町としては限界であろうということやっまいりましたので、これからこういったことができるか等々についていうと、本来的にはやはり国が女性全体がどこに住んでいても安心して子供を産み育てる環境づくりに私は努力すべきであろうと思いますし、地方創生が叫ばれていますけれども、私が道や国に対して申し上げているのは、まず医者をもとめてほしいということをお願いしています。これは幾ら私どもが頑張ってもどうしようもないわけで、どんな地域に住んでも医者がいなければ、これは安心していけないわけです。だから、そのことを考えていただきたいということをお願いしています。だから、これから先にこういった方向に進むのか。

ただ、1つ気になるのは、やはり国のほうが市町村の手厚い支援といいますか、そういうレースのようにあおり立てていることについて言うとは私はいかかなものかなと思うわけでありませう。これは市町村同士でサービスを競う話ではないと思います。逆に言うと、こういったものを競うことによって、本当にこういったことができるのか。これは消耗戦になるわけですよ。共倒れになったときにこういった結末が待っているのか、それはそれぞれの町村が置かれている財政状況等も踏まえた中で判断していく問題だというぐあいに考えております。

行政需要というのは非常に多岐にわたりますし、子育て支援を優先するのか、高齢者を優先するのか、産業を優先するのか、安全・安心を優先していくのか、これは皆同時に考えていかなければいけない話であります。限られた財源の中で、私がずっと申し上げているように、で

きるだけ借金を減らしていくため、このことがやはり将来の子供にとって一番重要なことだと私は申し上げていますので、そこと結局、現状で町民の皆さん方のサービスをどう維持していくのか、その中で私どもとしては、ベストとは申しませんが、できるだけ提案をさせていただいているということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 町長、全くそのとおりだと私も思います。最後に言った市町村を競わせるような方向に出ていますよね、今。これは国の責任の放棄にほかならないというふうに思うのです。あのやり方では市町村は潰れていきます。私は、だから、そういう意味ではあのやり方というのは、地方創生とも関係ありますけれども、おかしいなというふうに思っています。

それから、あれやこれやというふうに、その中で取捨選択して理事者の方がよく考えて決められたということについては、それはそれで受け入れたいというふうに思います。

ただ、方向としては、驚いたことと言ったら自民党の皆さんに悪いのですけれども、前回の衆議院選挙のときに公約に掲げていたのです、保育料の無償化というのを。だから、この次では保育料、当選して、そして多数をとって保育料無償化するかといったら、財源確保が厳しいので先送りするというような言い方をして、結局はそれが実現していないのです。だから、国の責任だというのは、これは公約に掲げて総選挙を戦って多数とったわけですから、当然その公約を果たしてほしいと思うのですけれども、当選したら今度は財源確保が厳しいのでできませんというようなことなので、ちょっとがっかりしているのですけれども、政府内で最終調整しているような話も出ていますけれども、しかし同時に保育料については無償化の方向に向かうということは、それは国であろうと地方自治体であろうと、これはその方向に向かわなければならないという、そういう私は認識を持って今質問しているのですが、町長も同じご認識でいられますか、保育料に限って。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。

保育料に限ってということでもありますけれども、限ってということには私はならないと思います。トータルでのお話になろうかと思います。だから、先ほど申しましたように人口減少を何としてでも食い止めるためにどういったことができるのかということ言えば、これは子供を産む産まないというのは個人の自由ですから何ともなりませんけれども、でも現にやはり経済的な理由でもって子供を産みたいけれども持てないという方がいらっしゃるのが実態なわけでありまして。だから、その人たちに対する直接給付であるとか、負担軽減であるとか、いろいろな経済的な支援というものが非常に効果的ではないのかなというのは私自身はずっと申し上げてきたわけでありまして。

それと、国と地方自治体は違いますけれども、ただ、これは地方自治体がどこまでできるかという話になったときには、おのずと限界があるということもぜひご理解をいただきたいと思

いますし、これはやっぱり国が考えるべき話でありまして、町村でこういった応援策を競い合っても、例えば隣からうちに来るだけで全体のパイとしては動かないわけですから、そんな問題ではないと私はずっと考えておりますし、そのことは議会でも何度も申し上げているとおりであります。そういった中で、本町としてどこまで実際に困っている子育て世代に支援ができていくか等々については、これからも保育料に限らず、いろんな方法等について考えてまいりたい、検討してまいりたいというように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 国が考えることは、もう本当にそのとおりだと思います。

ただ、さっき私言ったように、そうはいつでも公約に掲げてまで選挙を戦って当選したのに、当選したらそれが守られないというような実態もあるわけで、そういうときに地方自治体はどういうことをしていかなければならないのかという、そういう問題もあるのだというふうに思っています。

答弁は求めませんが、先ほど町長が保育料のあり方を含め、子育て支援をこれからも検討していくというご答弁をなさったので、これはこれで終わりたいというふうに思っています。ぜひ検討していただきたいと。私もまたこの問題については、改めて問題提起をしたいというふうに考えています。

2つ目の質問に入ります。

民間の介護事業所の実態把握と実効ある支援をとということで質問いたします。

平成26年6月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（地域医療・介護総合確保推進法）を私はこれを医療介護一体改革というふうに呼んでいます。これが成立しました。3月議会でも質問しましたが、この法律に基づく動きが具体化してきたので、再度質問したいなというふうに思っています。

1つは、帝国データバンク、ここが老人福祉事業者の「休廃業・解散」動向調査結果を発表しています。それによると、老人福祉事業者の休廃業・解散が急増しているとしています。中でも北海道は最多であると報告されています。全国で一番多い45でしたか、この時点で。今度の医療介護の一体改革では、介護報酬の引き下げとあわせて、処遇改善を事業者に義務づけており、経営はさらに厳しい状況となると考えますが、この点について町長の認識とご所見を伺います。

2つ目、本年度からの介護報酬引き下げと処遇改善など介護保険制度の改定で、民間介護事業所の基盤が危うくなっていると考えます。現状の把握、分析と町としての考えを伺います。また、民間の介護事業所が果たしている役割の大きさを考えると、町としても何らかの支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

3つ目、「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」が策定されましたが、そこには、平成29年度から予防訪問介護サービスは総合事業へ移行し、引き続き実行するとの方針が書

かれてあります。引き続き実行するとの方針は大変歓迎すべき内容ですが、総合事業へ移行した場合のマンパワーの保証はあるのでしょうか。また、本町の総合事業のイメージはどのようなものか、伺います。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番、深見議員の民間の介護事業所の実態把握と実効ある支援のお尋ねにお答えをします。

このたびの医療介護の一体改革では、平成27年度の介護報酬改定において全体としてマイナス2.27%の改定率となったところでありますが、減額改定分を補う形で処遇改善を含む各種加算が拡充されているところであります。平成27年度の新報酬での稼働で、実際にかかった給付費等は4月提供分が6月中旬に国保連から通知が来るため、正確な数字はそのときまで確認できませんが、速報として確認できる内容では3月の支払い実績と比較し、4月支払い予定額が若干の伸びとなっています。1カ月分しかデータがありませんので、今後の実績状況を見ながら判断をしたいと考えています。

次に、本町の介護保険の状況につきましては、年々介護の認定者やサービス利用者が増加し、民間の介護事業所が果たす役割も大きく、標準の介護事業を支える存在として敬意を表するところであります。

今回の介護報酬の減額により、民間介護事業所の基盤が危ういのご指摘ですが、二月しか経過しておりませんので、今後の実績状況を注視してまいりたいと考えております。基本的には、町が経営上の支援を行った場合、保険料へはね返ることとなるため、難しいと考えております。当面は各事業所において、加算取得が可能となる人材育成等に新たに北海道が創設される地域医療介護総合確保基金の活用などの情報提供を行ってまいりたいと考えております。

最後に、平成29年度から実施する総合事業における訪問サービス、通所サービスについては、従来の要支援者に対する介護予防訪問介護、介護予防通所介護が移行されることを勘案しますと、これら従来のサービス内容を付記することは基本であると考えております。

国の指針においても現行のサービスに相当するものと各自治体による多様なサービスとされていることから、担っていただく事業所については訪問サービスは既存の訪問事業所、町内3カ所を、通所サービスでは既存のデイサービス事業所、町内3カ所を最低限確保することと考えております。多様なサービスについては、地域団体、ボランティア団体などが想定されておりますが、具体的な支援内容等については、平成27年度中に原案を作成し、平成28年度に福祉施策検討委員会に諮る等、準備を進める予定であります。

総合事業のイメージとして、訪問サービス、通所サービスに特化すると、これまで要介護認定申請を行っていただき、調査、審査会とおよそ1カ月の時間がかかっていたところですが、窓口で行う基本調査の結果により必要と判断されれば、その段階で包括支援センターによるケアマネジメントが開始され、スピーディーなサービス利用開始となります。必要であれば、要介護認定申請をしていただきますが、その間も総合事業による訪問通所サービスを利用してい

ただくことが可能で切れ目のない支援が提供できるようになるものと考えているところであり、
ますが、詳細につきましては、なお時間をかけて制度設計をしまいたいと考えております
ので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） 民間の介護事業所に対して何らかの支援が必要と考えるが、どうかと
いうことについて言えば、情報提供を行っていくと、僕は当面これでいいのではないかなとい
うふうに思っています。

今、民間の介護事業所がどんなことで困っているのか、どこでつまづいているのか、それと
も順調に行っているのか、これは 28 年度に移行して実施するということですが、事業
所によっては多くの要支援 1、2 の人たちを抱えている事業所もあるのです。そういう人た
ちがこれからどうなるのかという、抱えている事業所がどうなるのかという不安材料もあり
ます。その点についてはこれから 27 年に作成して、28 年度考えているというので、まだ具
体的なその方向性ができていないのだと思うのですけれども、それはこの次にしたいとい
うふうに思いますが、あわせて処遇改善の加算についてなのですが、これは例えば町立運
営の場合は、介護報酬の引き下げ分については予算書を見たら本当に高額な金額で一般
会計からの繰り入れを行っているということで、しかし、町立の場合は一般会計から繰
り入れているので、それはそれでいいのですが、民間の事業所で言えば、処遇改善の
加算が半ば義務づけられたような形で来るのですが、この原資は今まで交付金で行
われていたのですよね、処遇改善。交付金で行われていたときは公金、いわゆる 100%
が国等の基金で賄われて利用者負担なかったのですね。ところが、今度の処遇改善
加算については原資は、公金が 90%で、利用者負担が 10%というふうになって
いるのですね。私は、これはおかしいのはおかしいのですけれども、このことによ
って介護利用者の介護離れが進むのではないかとすごく心配しているのですよ。当
然このサービスを受けなければならぬけれども、お金がやっぱり利用者負担が大き
くなるということで、そうすると、民間の介護事業所のお客さんというか、サー
ビス提供も少なくなると。そういう意味も含めて、民間の事業所の経営はかなり
厳しくなるのではないかとこのように思っているのですけれども、その点はどう
でしょうかね。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどお答えをいたしましたように、この新年度の改定によ
ってどういった変化をするかということに関して言うと、一般論として申し上げる
しかないわけですが、国が目指したのはやはりどう考えても介護報酬を下げるとい
うことでありますので、このままでいくと国がパンクしてしまうということが基本
にあるわけであり、その中で過去の介護事業の経営状況等々を見たときに、どう
いった事業所が利益を上げているか等々に基づいて今回の施設の利用料とか減免
が決まったというぐあいに私は理解しております。

いずれにいたしましても、介護対象人口がふえていくわけであり、だから、これ
に対してどう対応、対処していくかということになると、当然これから先も未
来永劫借金を続けてき

て手厚いサービスを維持していくことにはならないと思います。だから、先ほども申し上げましたように、子育て支援と高齢者と同時に支援をしていくという中で言うと、財源をどこから持ってくるのかという、ある程度国の考え方にしても、やはりそういうサービスを維持することで地域のボランティア等々、市町村の保険料で賄わない部分をふやしていくというような方向性かと思いますが、ところが実際にはやはりふえていくわけでありますから、2025年問題というのがあるわけですし、それに向かって持続可能な介護体制をどう築いていくのか、それであれば、やはりそれは負担できる人たちには負担していただくというこの原理原則を理解していただくしか私は方法はないというぐあいに考えています。したがって、本町としてどういった施策をとるかという、やはり今まで本町が推進をしてきたように、できるだけ健康なお年寄りをふやしていくと。それしかないと思っています。

先般、私が読んだある全国紙の中に林望さんという作家の方が書いておられましたけれども、「私ども団塊世代にとって一つの義務は、できるだけ病気にならないように自己管理する」「これからの人生は、自分一人のことだけでなく、社会的なことを常に念頭に置いて行動するのが、あるべき姿だろう」という記事がありました。だから、やはり本町は健康づくりということでほかの町に先んじて先輩たちが築き上げたすばらしい伝統がありますので、こういったまちづくりの基本的な考え方をこれからも進めていって、できるだけ支える側の人たちをふやしていく。それが私は唯一の解決方法であろうと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） ちょっと聞き間違えたらごめんなさいですけども、国の借金の問題を町長はこの介護の話をするときいつも出すのですね。それは事実そうですからそのとおりだと思うのですが、そのことによってサービスの低下は免れないというふうに僕は聞いたんですけども、それはそうなのですか。それだと政治の任務というのはどこに行ってしまうのかなというふうに思うのです。

介護の目的というのは、あくまでもクライアントの自立を促進するということにあるのであって、お世話をやくとか面倒を見るということではないですよ。そういう意味では質の高い介護サービスというのが必要なので、介護サービスを低下してしまうと、それは逆にそういう利用者さんの、クライアントの自立がどんどんそがれていくと。そうすることによって、介護度も高まっていくというこの悪循環になると思うのですよ。だから、介護サービスの低下だけは何としても食い止めなければならないと。これは政治の任務だと私は思うのですね。

もう一つは、支える側の人たちをふやしていくと、それが僕は3番目の質問の趣旨なのですよ、どういう構想を持っているのですかと。いわゆるボランティア、総合事業に移行したときにどうしてもそのボランティアの力が必要になってくるだろうと。それに対する構想はどういうふうを持っているのだろうかということを伺っているわけで、それは27年度にいろいろ考

えて、28年度にそれを実行していくというふうにさっき聞いたのですけれども、そういうことでいいですか。今のところは支える側の人たちをふやしていくというものの具体的な構想とか手だてとか、まだ持っていないということでもいいのかということと、サービスの低下はどうしても食い止めなければいけない、この2つについて最後をお願いします。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

サービスの低下、それがいわゆるトータルな財政状況等々も勘案してこのサービスはどうしても維持しなければいけなくなれば、当然それにかかわる財源措置というのが必要なわけです。今日的な状況から言うと、もう急速に高齢化が進んでおりまして、介護対象年齢がいわゆる団塊の世代が昨年65歳になって、10年後75歳、介護適齢期になるわけで、こういった実態を踏まえたときに、本町は今までも協働のまちづくりということで、地域会、町内会を中心にいろいろな取り組みがなされておりますし、健康づくりについても私が感じるところにおいてはほかの町よりかなり進んでいる。こういった運動をやはり進めていくことが必要だろうと。身体的なものもそうですし、精神的なものも必要。そういったことによってやはり介護を受けなくても済むような人たちを今から数をふやしていかないと、とても間に合わない。そちらのほうが私は先ではないのかなということはずっと申し上げているわけでありまして。

今まで私は少子高齢化という言い方をしていましたけれども、ことしになって反省をしまして、私も先月高齢者に仲間入りをいたしましたのでということではないのですけれども、やはり高齢化というのは、これは目指してきた結果なのですよね。私どもが目指してきた結果として高齢化というのがあるわけですから、この高齢化社会をみんなで喜ぶことのできるように何ができるかということではないかと思えます。ただ、そのことと同時に、今の調子でサービスを維持していくために借金を続けていくことということは将来的にどうなるのかというのは、これはやはり今の世代に生きる私どもが考えなければいけないことだと思います。

いつも申し上げますけれども、1,000兆円を超える借金をして物価上昇率を2%見ているわけです。そうすると、通常はそれ以上の金利ということになるわけですよね。そうすると、金利の負担だけでどういった状況になるのかと考えたら、今私ども考えなければならぬのは、私は町政の中でずっと申し上げているように、借金を減らしていく努力をしないとこれは、だから今生きる私どもが多少の我慢をしても、借金を減らしていく努力をしていかなければ、これは解決できないと、私は思いますので、ずっとこの間いろんな場面で議会においても申し上げてきたわけでありまして。

だから、できるだけサービスは維持していきたいと思えますけれども、やはりこれはマンパワーの確保等々もありますし、できる限界というのはあろうかと思えます。その中で、方向性としてはいわゆる先を見て、どういった施策を組み立てていくのか。せっかく私どもにはすばらしい標茶町の先輩たちが築いてきたすばらしい文化がありますので、このことをやはりもっともっと強化をしていくといいますか、拡充をしていくこと、それが私は必要なのではないの

かなと、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思ひます。

○4番（深見 迪君） 支える担い手の話は具体的にどうやってふやしていくのかということ。

○議長（館田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

先ほど来ありましたこれまでの予防関係の担い手というのは、先ほどの町長の答弁にもございましたが、訪問介護、通所介護に町内には3つのそれぞれ事業所がございますので、そこに基本的な部分については担ってもらうというのが大原則だと思ひています。さらに不足する分、これからの総合事業につきましては、内容によると思ひのですが、ある程度例えば専門資格がなくても一定程度の知識があれば、例えばそういう予防の支援をできるとか、そういった内容のものが恐らくあるだろうなということが想定されますので、そういった部分についてはこれまでの業者さんではない違う方々、例えばそれはNPOであったり、場合によってはそれぞれの地域のいろんな団体でも構わないと思ひますし、そういったものが標茶町でこれからどういう形で例えば発掘していけるかとか、そういった部分含めて27年度中に原案を先ほどの答弁のとおりつくって、28年度に福祉施策検討委員会におかけをして、29年の4月からスタートできる体制をつくりたいという今のイメージでしかちょっとお話しできませんが、そういう形で困らないように29年度の4月を迎えたいなというふうに考えております。

○議長（館田賢治君） 深見君。

○4番（深見 迪君） では、2年間の猶予期間の中で仕上げるということですね。

町長に国の借金の話が必ず出てきて、それはまたちょっとテーマが別なので、ただ、国の借金と介護サービス、現実に介護を必要とする人たちの介護サービスの低下というのは、てんびんにかけてられないと僕は思うので、国の借金がどうしてできたのかという、そもそも論でやらないと、ただ国の借金がと言われても、誰の責任なのだという、そこがはっきりしないとどんどんふえていくわけですから。だから、それはテーマが、きょうのテーマに入っていないので、私の質問の。それで、ちゃんと準備してこの次また質問したいなというふうに思ひます。

では、質問を終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で4番、深見君の一般質問を終わります。

7番・川村君。

○7番（川村多美男君）（発言席） 最後の質問をさせていただきます。

通告をいたしました3件について質問をさせていただきます。

最初に、町独自の「空き家対策条例の制定」についてでございますが、防災や衛生面などで地域に深刻な影響を及ぼす空き家問題の解消に向け、空き家対策特別措置法が5月26日、全面施行されました。特措法は、市町村が所有者特定のために固定資産税の納税情報活用や国や都道府県が対策のための費用を補助する仕組みを規定、市町村に所有者や周辺住民への相談体制の整備も要請し、2月1日に一部施行されておりました。

5月27日の公明新聞で「空き家対策特別措置法（議員立法）が26日、全面施行された。公

明党の地方議員と国会議員が連携して制定をリードしたもので、対策を進める自治体を後押しする」と。また、「物件情報を公開する『空き家バンク』制度の導入や条例制定などを強力に推進。昨年10月時点で400以上の自治体が空き家対策条例を制定するまでになった。その一方で、『個別の対応には限界がある』（自治体関係者）との声が上がっていたことから、2013年10月、党内に『空き家対策プロジェクトチーム（PT）』を設置。現地や自治体の取り組みを詳細に調査する中で同法案を取りまとめた」との報道があったことから、以下について伺います。

1点目は、「特定空き家」への措置に関するガイドラインが国土交通省で5月26日発表されましたが、本町でこれまで空き家が何戸存在するのか、そのうち空き家所有者が確認できるのは何戸あるのか、把握していますか。

また、町は空き家所有者に対し撤去や修繕の指導を行った事例はありますか。

2番目に、特措法では空き家所有者が勧告に従わない場合、固定資産税の優遇措置の打ち切りや命令に従わなければ強制的に解体ができるとされていますが、本町が今後、特定空き家と認定した場合、立入調査や所有者に対して撤去・修繕の指導、勧告、命令、行政代執行で強制撤去が可能となりますが、特定空き家対策を円滑に推進、実施するために本町においても独自の空き家対策条例を制定すべきと思いますが、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 7番、川村議員の町独自の「空き家対策条例の制定」についてのご質問にお答えをいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日に施行され、特措法において市町村は、適切な管理が行われていない空き家等について防災、衛生、景観等の地域住民に深刻な影響があると判断した場合には、市町村は空き家等対策計画を策定し、空き家等に関する対策の実施その他必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする定められたところであります。

初めに、空き家の戸数と所有者、改善指導等を行ったかのお尋ねであります。町内の空き家の件数や細かな状況については把握しておりませんが、近隣や町内会からの情報として、雑草等の繁茂、景観や野火の発生を心配される声が年に1件程度あり、その都度、関係者に対し定期的な管理、清掃をお願いしているところであります。また、空き家所有者に対し撤去や修繕の指導等を行った事例はございません。

2点目の特措法に基づく特定空き家の認定と所有者に対する指導、勧告を行い、従わない場合には命令、行政代執行により特定空き家対策を円滑に実施できるよう、空き家対策条例を制定すべきとお尋ねであります。この法律において特定空き家等とは、放置しておく著しく倒壊等の危険がある、衛生上有害となるおそれがある、著しく景観を損ねるなど、周辺的生活環境の保全に不適切な状態と定義されております。現状、前段申し上げましたが、町としての調査はしていないものの、対象物件については町内会、地域会からの本法律にかかわる特定

空き家等についての声はなく、また町内においては物件の所有や相続等が明確であり、法の定義に合致するような事案がないものと認識をしております。

また、先行し条例制定をした市町村の多くは、住宅の立地状況、地域コミュニティー等は農村地域である本町とは違いがあり、急激な過疎化現象により市街地において近隣住民への被害が想定される倒壊の危険性がある住宅が多数あることが要因と思われます。本町のような農村地域とは市街地の形成及び過疎化の状況に違いがありますし、本町においては自治会等による主体的、積極的なまちづくりが実践されており、所有者への勧告、命令及び代執行を行わずとも問題の解決が図られ、深刻な事態にまでは至っていないというのが現状であろうと思われます。

しかしながら、今後コミュニティーの低下や倒壊等の危険がある空き家の増加等の状況変化によっては条例制定や対策が必要になってくるのではと考えていますので、今後とも具体的な情報の収集に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 川村君。

○7番（川村多美男君） ただいまご答弁いただきました。本町は農村地域であって、まち並みの形成も都会と違って戸数も少ないし、人口がその分少ないということでございまして、地域会で情報があるから余りそのようなことは今のところ必要ないのではないのかと、このようなふうにとめておりますが、私、このたび4月に統一地方選がありまして、4年に1回ですが、この全町を、標茶管内を回って歩きました。かなりの離農農家というか、それが4年前よりかなりふえているなど、このような認識もしておりまして、それからまた、今後3年、5年、10年とたつにつれて、当然私どもも年はとっていきますけれども、かなり本町においても高齢者だけが一戸建てに住んでいて、子供らはもう出ていっていないと。片方は亡くなるか、特別養護老人ホームに入るか、そのような状況の高齢者宅もかなり多いと思うのです、現実。

そういうことからいきまして、けさの新聞にも出ておりましたけれども、釧路町さんあたりでも私と同じような質問をされて、これから検討協議会というか、調査をしていくよというようなこともやっているようでございますし、今すぐどうのこうのという問題でないのですが、やっぱり5年先、10年先を見据えた中で、ある程度こういうことは視野に入れながら、実態をやっぱり把握していくということが大事でないかなと思います。まして、個人の所有物ということで、所有者が特定されているのだったらまだいいのだけれども、所有者が特定されていない物件には、これは行政としてもなかなか手をつけられないと思うのですね。まして、今回は特措法では、都会の部分だと思いますけれども、固定資産税の優遇措置を切るとか、いろいろな形で行政代執行もできるようになったとか、かなりの行政側で踏み込んでやれる特措法でございまして、町長は今のところ町内会、地域会からそういうような情報はないとは言いますけれども、今後を見据えて、少なくとも全町でどのぐらいの空き家があるのか、その中で傾いている空き家はどのぐらいあるのか、特定空き家に認定される四つの項目がありますが、そういうもしかしたら浮浪者が入って、そこで住んで、火災が起きて火事になるという場合も考

えられますし、また、ガラスが割られて大変な状況になっている場合も考えられますし、いろんな衛生上大変、見えないからといって、町場からもしかしてそういう不法投棄されるような場所になりかねませんので、その辺の調査というものも今後はきちっとしていくべきでないのかなど、このように思いますが、再度お答え願います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、今回の法律の対象となる特定空き家等については、私どもは現在はないものというぐあいに認識をしているということでありまして、今後の状況等については、そういった状況変化があれば、当然考えていかなければいけないということをお先ほども答弁を申し上げました。

また、それと地域、農家の部分で言いますと、過去2回ほど、これはちょっとどういった事業か私記憶がありませんけれども、取り組んだ経過がありますし、現在でも中山間地域の事業で廃屋撤去等々については取り組んでおりますことも、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） 川村君。

○7番（川村多美男君） わかりました。

それでは、次の2点目の質問に入りたいと思っております。

運転免許証の自主返納者にタクシーチケット交付制度の創設をということで提案するものですが、本町在住の運転免許証を所持する町民の中で、特に高齢者の方が交通安全の観点から、交通事故の未然防止、交通事故遭遇を回避するため、以下について伺いたい。

70歳以上の町民で運転免許証を自主返納した場合、3年間ほど有効のタクシーチケット3万円から5万円を福祉的な交通安全対策の特典として支給する「高齢者運転免許証自主返納サポート事業」なるものを創設し、推進すべきと思うが、所見を伺いたいと。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 7番、川村議員の運転免許証の自主返納者にタクシーチケット交付制度の創設をとのお尋ねについてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、高齢化社会が進む中、全国的に70歳以上の高齢者の交通事故件数が増加の傾向にあります。本町においても同様の状況にあり、平成26年中の町内交通事故発生件数13件のうち3件が70歳以上の方が当事者となったもので、全体のおよそ23%が高齢者による事故であり、今後もこのような傾向にあるものと推測されます。

このような状況の中、本町としては各機関、団体にご協力をいただき、高齢者を対象とした交通安全運動や各種啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚、普及を行っているところであります。ご案内のように、交通事故未然防止策の一つとして考えられる高齢による運転免許証の返納については強制ではなく、ご本人の自主的判断に委ねるほかないのが現状であります。

議員お尋ねの運転免許証を自主返納した場合のタクシーチケットの支給に関しては、それらを促すすべの一つと考えますが、現状、各交通機関や団体のご協力もあり、その中において自身の安全、家族の安心を確保する重要性を周知しながら判断いただけるよう、町としても努力

してまいりたいと存じます。

また、自主返納した場合の足の確保につきましては、現在、広大な行政面積の中、6路線の路線バス、またスクールバス2路線における混乗方式の中で、町内病院通院者、特定な身体障害者、デイサービス通所者並びにその介護者、そして70歳以上の高齢者の料金無料化を行っており、それらをご利用いただくとともに、総合的な交通体系の研究も行ってまいりたいと存じます。

自主返納のご判断をいただく環境づくりについては、その手法も含め、各機関、関係団体等のご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 川村君。

○7番（川村多美男君） 大方、今、町長がご答弁されたことで納得はいたしました。

実はこの質問をどうしてしたかといいますと、80歳以上の高齢者のご夫人から電話を私直接いただきまして、そういうことをこのタクシーチケットの部分を見て、財政上大変だと思うけれども、標茶町で何とかならないのかなというような意見を聞きまして、今回この場で取り上げさせていただきました。それで、何とか調べてもみたのですが、本町でも高齢者バスというのを運行しているのを私も存じていますし、そのおばあちゃんにもこういうのがあるのですよと言ったら、いや、それはわかっていますと。それはわかっているのですが、それとまた違う返納した場合の特典ということでこういうことをやっているところがあるのですよと。何とか財源は大変だと思うけれども、標茶ではそういうことできないものですかねと言われていたら、できないとも言えないし、これ大変困ったものですから、今回こういう提案をさせてもらったのですが、調べてみると、バスはいろいろ全面、70歳以上全額無料とか、それから65歳以上で半額、無料だとか、これは音更町ですか、65歳以上は全路線半額だとか、それからタクシーチケットの部分は、参考までに言わせていただきますけれども、道内では北竜町がことしの4月から3年間、5万円のタクシーチケットを自主返納した人に行いますよということでありました。そういうことで、実施している町村は少ないのですが、これからどんな、町長もご答弁あったように、今後どのようなことができるのか検討してまいりたいということでございますので、その検討に期待をかけながら、次の質問に移らせていただきたいと思います。

3点目ですが、後発医薬品（ジェネリック）の普及促進を積極的に推進すべきということでございまして、5月26日の経済財政諮問会議で厚生労働大臣は政府が6月末に目指す財政健全化計画に関連し、社会保障政策の中長期の方針を示したという報道もありました。その中で、新薬よりも割安な後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品というのですか、普及率を2020年までに80%以上に引き上げる新たな目標設定が柱とされておりまして、目標が達成されれば、今よりも医療費が1.3兆円削減されると見込んでいる。後発医薬品の普及率は13年9月で46.9%、厚労省は新目標の設定とともに、現行目標（平成17年度末までに60%以上）を1年前倒しで達成することも目指すとの報道がありましたことから、次の3点について伺いたい

と思います。

1点目は、町立病院における新薬と後発医薬品の処方割合は過去3年間でどのくらいか、また後発医薬品の普及に向け、町はどのような対応をしてきたのか。

2点目に、内科、外科、小児科の医師が入院及び通院患者に薬を処方する際、新薬を処方するか、またはジェネリックを処方するのかは医師に委ねられていると思いますが、入院及び通院患者に対するジェネリックの処方に伴う病院のメリット、デメリットはどのようなか、厚労省から町立病院に対し後発医薬品、いわゆるジェネリックの年間使用量は求められているのか、あわせて伺いたい。

3点目に、厚労省は2020年度末までに後発医薬品の普及率を80%に引き上げる目標で、達成されれば今よりも医療費が1.3兆円削減されるとの見込みですが、町立病院の患者にとっても後発医薬品を多く処方すると薬代が軽減されると思いますが、今後、町立病院で後発医薬品の処方数値目標を立て、普及促進を積極的に推進すべきと思うがいかがか、この3点について伺いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 7番、川村議員の後発医薬品（ジェネリック）の普及促進を積極的に推進すべきとの質問にお答えをいたします。

1点目の町立病院における新薬と後発医薬品の処方割合は過去3年間でどのくらいか、また、後発医薬品の普及に向け、町はどのような対応をしてきたのかというお尋ねであります。前段の町立病院における後発医薬品の過去3年間の処方割合については、外来患者へは16.3%で、入院患者へは18.0%です。外来と入院を合わせた全体の処方割合は16.5%となっております。

後段の後発医薬品の普及に向け、町はどのような対応をしてきたのかというお尋ねであります。国民健康保険被保険者に対しては、年2回、医療機関を受診された個人にはがきを送付し、後発医薬品の使用を進めております。また、毎年1回、町広報6月号で住民周知も行っているところであります。

2点目の入院及び通院患者に対するジェネリックの処方に伴う病院のメリット、デメリットはどのようなものかの質問でありますけれども、厚労省から町立病院に対しジェネリックの年間使用量は求められているのかのお尋ねであります。前段のメリットとしては院内で使用するジェネリック品の使用率を高めることができれば、薬価が低いことから薬剤購入費用の削減につながります。デメリットとしては、ジェネリックは中小メーカーが製造しており、経営戦略上、製造販売の中止が頻繁に行われているため、薬価基準収載品目リストから削除されたジェネリック医薬品を使用しても、保険請求できず、残った医薬品は病院の損害となります。また、製造販売が頻繁に中止になるたびに外来においても処方箋の記載内容を変更しなければならず、事務処理量が増し、待ち時間の増につながっております。以前、平成20年3月までは加算がありましたが、ジェネリック医薬品法による処方箋加算は現在なくなり、ジェネリック

ク処方による病院の収入増はありません。

後段の厚労省から町立病院に対しジェネリックの年間使用量は求められているのかとお尋ねですが、厚労省から個々の医療機関に対しジェネリック使用に関する数値目標は示されておられません。国民健康保険連合会や各保険者からの使用要請にとどまっている状況であります。

3点目の町立病院で後発医薬品の処方数値目標を立て、普及促進を積極的に推進すべきと思うかどうかというお尋ねであります。国民医療費の増加抑制や国保事業の運営上、さらには患者個人ごとの自己負担軽減につながることから、ジェネリック医薬品の普及は必要であると考えております。町立病院ではかねてより患者からの申し出がなくても後発医薬品への切りかえ変更を進めているところでありますが、先発医薬品と後発医薬品は必ずしも全て同じではないため、効果や副作用の関係から先発医薬品に戻してほしいとの申し出もしばしばあり、先発医薬品に戻しているケースがあります。町立病院で発行されている処方箋のうち、12%は出張医師や派遣医師により発行されており、後発医薬品の処方促進について依頼しているところでありますが、処方箋の選択は各医師の裁量に委ねられていることをご理解願いたいと思います。

以上のことから、現時点では数値目標を立てることについては困難であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（館田賢治君） 川村君。

○7番（川村多美男君） 今、町長のほうから、3点にわたって細かくご答弁いただきました。

本当に、先ほどの深見さんではないけれども、厚労省は5年後、2020年までに80%に後発医薬品の使用量をふやしていくのだということをこうやって報道しておきながら、それによって医療費が1.3兆円削減されるということを言っておきながら、矛盾しているのではないかと思うのだ。厚労省は5年後の医療費の削減1.3兆円を見込んでいるでしょう。そのためには、日本中の個人病院やそれから公立病医院、これもうほとんど通達を出して推奨していかないと、使ってもらわなかったら80%なんてとてもいかないと思いますよ、今の町長の説明からいって。これ、本当に国に対しては文句言いたいところだね。

本当、これちょっと調べてみたのですけれども、日本の25年度9月で46.9%、さっきも読んだけれども、この質問の中で、30年3月までに60%ですよ。とてもじゃないけれども、追いつきませんね、使用量のあれがないというわけだから。今、日本は約40%、これ平成11年だからあれだけでも、46.9%が25年で、アメリカは91%、ドイツは82%、イギリスは73%、フランスでももう62%、ジェネリックを使っている。相当先進国です、みんな。先進国。その中で日本は後進国なのです、ジェネリックに対しては。だから、厚労省の計画と実態の、これ相当かけ離れているということで、何か腹立ってきますね、逆に。

そういうことで、私も与党側のほうにちょこっといるものですから、私どもの仲間は国会議員のほうにこういうことも申し立てながら、もう少し目標を達成できるような施策を講じなかったら、これ絵に描いた餅でないのかと、このように言っていきたいなと思っております。

ただ、私も実は質問していますけれども、はがきをいただきました。ジェネリックにすると

幾らか安くなりますよと。こういうことで、主治医にこの手の薬はジェネリックありますかと言ったら、ありますよということで、今ジェネリックを2種類処方していただいているのです、実は。そういうことで、私自身も、ジェネリックのファンではないけれども、そういう形でジェネリックの普及には貢献していきたいと思ひますし、町側もできれば医師によってそれはいろいろあるのしょうけれども、町長も今まではできるだけジェネリックを使ったほうがいいよということもおっしゃっていたようにちまたのほうでは聞こえてきましたので、今後もそのような姿勢で取り組んでいっていただきたいと思ひます。

そういうことで、最後一言、町長の決意を聞いて終わりたいと思ひます。

○議長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この問題を考えるときに、やはり今交渉されているTPPというのも非常に重要なわけでありまして、あの中で内容が詳細には伝わってきませんが、この問題というのはかなり大きいというぐあいに考えております。いずれにいたしましても、こういったジェネリック医薬品の推進に向けては私どもも、あくまでお医者さんの医師の裁量が前提でありますけれども、ご理解をいただきながら医療費の削減に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○7番（川村多美男君） 終わります。

○議長（館田賢治君） 以上で7番、川村君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 2時43分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 1 番 櫻 井 一 隆

署名議員 2 番 後 藤 勲

署名議員 3 番 熊 谷 善 行

平成27年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成27年6月10日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 報告第 7号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 3 議案第46号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 4 議案第47号 標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第48号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第49号 平成27年度標茶町一般会計補正予算
議案第50号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第51号 平成27年度標茶町病院事業会計補正予算
- 第 7 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議員提案第2号 標茶町議会広報調査特別委員会の設置について
- 第 9 意見書案第12号 2015年北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第10 意見書案第13号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など
2016年度国庫予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 第11 意見書案第14号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書
- 第12 意見書案第15号 地方財政の充実・強化を求める
- 第13 意見書案第16号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書
- 第14 意見書案第17号 憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書
- 第15 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第16 議員派遣について
- 追 加 議案第49号 平成27年度標茶町一般会計補正予算
議案第50号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第51号 平成27年度標茶町病院事業会計補正予算
(議案第49号・議案第50号・議案第51号審査特別委員会報告)

○出席議員（13名）

1番 櫻井一隆君	2番 後藤勲君
3番 熊谷善行君	4番 深見迪君
5番 黒沼俊幸君	6番 松下哲也君
7番 川村多美男君	8番 渡邊定之君
9番 鈴木裕美君	10番 平川昌昭君
11番 本多耕平君	12番 菊地誠道君
13番 舘田賢治君	

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政課参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
保健福祉課長	佐藤吉彦君
住民課長	松本修君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
教育長	吉原平君
委管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	村山裕次君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長 (館田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎報告第6号

○議長 (館田賢治君) 日程第1。報告第6号を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長 (高橋則義君) (登壇) 報告第6号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成26年度一般会計補正予算(第11号)の専決処分についてでございます。

歳出につきましては、経費節減などにより不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについても措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、北海道自治体情報システム協議会負担金1,020万円、社会福祉協議会補助金518万5,000円、重度心身障害者医療費746万5,000円、中小企業資金貸付金2,000万円、除雪委託料9,512万円、学校教育施設整備基金工事費2,513万7,000円などであります。

他会計への繰り出しにつきましては、国民健康保険事業特別会計で3,590万3,000円、病院事業会計補助金で4,500万円、後期高齢者医療特別会計385万7,000円、下水道事業特別会計で330万円を減額するとともに、追加といたしましては、財政調整基金積立金1,168万4,000円、減債基金積立金2億6,234万5,000円、町営住宅整備基金積立金で2,705万7,000円をそれぞれ追加いたしました。

一方、歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税をはじめ、地方交付税、各種譲与税・交付金、国・道支出金、財産売払収入、寄附金、地方債などの補正を行ったところがあります。

その結果、補正額は2億3,171万8,000円の減額となり、最終予算総額は、109億9,394万6,000円となりました。

なお、地方債については、最終決定額に合わせて補正を行ったところがあります。

本件は、3月31日をもって専決処分させていただきました。ご承認の程お願い申し上げます。

報告第6号、専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次ページへまいります。

専決処分書（写）

平成 26 年度標茶町一般会計補正予算（第 11 号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする。

以下、内容につきましては別冊の補正予算書により説明を申し上げますので、別冊の補正予算書をお開きください。

1 ページです。

平成 26 年度標茶町一般会計補正予算（第 11 号）

平成 26 年度標茶町の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 3,171 万 8,000 円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 109 億 9,394 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

28 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

なお、2 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただ今までの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

6 ページをお開きください。

第 2 表 繰越明許費であります。

2 款・総務費、8 項・地方振興費、事業名・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型）、金額 4,022 万円。

款項同じであります。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方消費喚起型）、2,602 万 7,000 円。

次ページへまいります。

第 3 表 地方債の補正であります。

起債の目的

1 過疎対策事業、補正前の限度額 2 億430万円から、合併処理浄化槽設置補助で400万円の減、路線バス購入で1,070万円の減、スクールバス購入で330万円の減、磯分内小学校（校舎）建設で600万円の減、磯分内小学校（屋体）建設で160万円の減、中茶安別中学校（講堂）防音で120万円の減、埋立処分場建設で70万円の減、エネルギー回収施設建設で140万円の減、補正後の限度額を 1 億7,540万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じであります。

なお、この後の 2 番目の地域活性化事業、3 番目の公営住宅建設事業、次のページの 7 番目の公共事業等につきましても、内容は同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2 地域活性化事業、補正前の限度額 3 億70万円から80万円を減額し、補正後の限度額を 2 億9,990万円とするものであります。

3 公営住宅建設事業、補正前の限度額2,560万円に160万円を追加し、補正後の限度額を 2,720万円とするものであります。

6 災害援護資金貸付債は皆減であります。

次ページです。

7 公共事業債、補正前の限度額3,630万円から20万円を減額し、補正後の限度額を3,610万円とするものであります。

合計では、補正前の限度額 8 億9,017万5,000円から3,080万円を減額し、補正後の限度額を 8 億5,937万5,000円とするものであります。

64ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計額で申し上げます。当該年度中起債見込額であります。補正前の額 8 億 9,017 万 5,000 円から、補正額 3,080 万円を減額し、補正後の額を 8 億 5,937 万 5,000 円とするものであります。当該年度末現在高見込額は補正前の額 103 億 1,365 万 8,000 円から補正額 3,080 万円を減額し、補正後の限度額を 102 億 8,285 万 8,000 円とするものであります。

次に、63 ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

全体事業費並びに年割額に変更はありませんが、財源内訳の補正がありますので、ご説明申し上げます。

計で申し上げます。10款・教育費、2項・小学校費、事業名・磯分内小学校（校舎）建設事業です。補正前の計で財源内訳であります。特定財源、国道支出金、1億4,763万5,000円。地方債、3億1,080万円。一般財源、8万5,000円とあるのを補正後、国道支出金におきましては1億5,223万5,000円。地方債、3億500万円。一般財源では128万5,000円とするものであ

ります。

次に事業名・磯分内小学校（屋体）建設事業。補正前の財源内訳であります。国道支出金、5,109万9,000円。地方債1億960万円。一般財源18万1,000円を補正後、国道支出金5,131万4,000円。地方債、1億800万円。一般財源では156万6,000円とするものであります。

以上で、報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（舘田賢治君） これより本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入・歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君） 52ページですね。教育振興費、20の扶助費なんですが要保護・準要保護児童就学援助費140万1,000円の減額になっています。この理由、それとですね昨年度の要保護・準要保護児童の合計人数。そして昨年度は最初に何月に支給されたのか。この3つお願いします。

○議長（舘田賢治君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。まず、要保護・準要保護児童就学援助費の減額の部分でございますけれども、当初85名分予算措置をしておりましたけれども、4月の当初、認定者数については69名認定ということで年度途中で予算不足が生じないように若干、認定者数を多めに見込んでおまして結果として減額となったというところでございます。

もう1点が人数ですけれども、4月当初で今申し上げたとおり69名認定をしております。

最初の支給月ですが、5月に1回目の支給を行っているところでございます。

○議長（舘田賢治君） 4番・深見君。

○4番（深見 迪君） その69名なんですが、要保護と準要保護に分けて教えてください。それから5月何日支給ですか。

○議長（舘田賢治君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。まず、要保護の人数ですけれども4月当初で要保護が10名で、準要保護が59名になっております。

最初の支給日、日にちまでは正確に掴んでおりませんが、5月の末日になっております。

○議長（舘田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） まず36ページの民生費の社会福祉協議会の負担金が518万5,000円が減額になっていますけれども、これの理由を一つお聞かせ願いたいと思います。

もう1点は45ページの11目の農業水道費の関係で工事費の債務費で3,000万円の減額になっていますけれども、この内容をお知らせ願います。

○議長（舘田賢治君） 保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長(佐藤吉彦君) お答えいたします。社会福祉協議会の補助金につきましては、当初予算で4,627万1,000円を予定しておりましたが、最終事業の実績としましては4,153万6,000円で518万5,000円の減額となっておりますが、この内容につきましてはまず前年度決算の余剰金の120万円の精査の分と、年度中に社会福祉協議会の居宅事業所の職員の退職に伴う給料の減額、それから管理人が途中で変わった分に伴う給与の変更等で、あわせて518万5,000円の減額となっております。

○議長(館田賢治君) 水道課長・細川君。

○水道課長(細川充洋君) 45ページの農業用水道費の工事請負費の関係でございます。お答えいたします。この工事請負費の受託の部分につきましては、他官庁、開発局・国等の受託工事の部分でございます。

さらに移設工事の部分が伴うという形でその部分で計上しておりましたが、今年度の部分については、未執行という形で減額補正をさせていただいたという経過になっております。

○議長(館田賢治君) ほかにご質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番(熊谷善行君) 45ページの12目食材供給施設の140万2,000円の燃料費減額とありますけれども、いま使っていませんから純然たる燃料費と考えて、それ以外の457万4,000円かかっていますが、これらには電気代とかすべて維持していくためのお金がかかっているという理解でよろしいですか。

○議長(館田賢治君) 農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) そのとおりでございます。

○議長(館田賢治君) ほかにご質疑ございませんか。

なければ、歳入・歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) お聞きしたいと思います。寄付金のところで、ふるさと納税というものがあると思うのですが、この26年度におけるふるさと納税は何件くらいあったのかをお聞きしたいと思います。そしてまた27年度については、どのようにこのふるさと納税について、取り組んでいかれるのかあわせてお聞きしたいと思います。

○議長(館田賢治君) 総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君) お答えをいたします。ふるさと納税の件数と金額ですが、寄付の窓口が総務課になっておりますので、総体的な寄付の件数17件ありまして、そのうちふるさと納税につきましては、3件でございます。金額につきましては、ふるさと納税3万5,000円となっております。

○議長(館田賢治君) 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君) 27年度以降のふるさと納税の取り組みというご質問にお答え

いたします。現在町ではホームページ等活用しながら、また広報等活用しながらふるさと納税の広報をしております。それで先ほどお答えしたように、26年度は3件という実績であります。

○1番（櫻井一隆君） わかりました。

○議長（舘田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 11番、本多です。12款の使用料及び手数料の中で、5目の牧野施設使用料の420万の減額の理由とですね、16ページの農業用水道使用料の300万円の減額になっていますがこの内容を説明願います。

○議長（舘田賢治君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。牧野施設使用料の減額ですけれども、ご存じのとおり2月中旬から3月にかけて、たび重なる吹雪がございました。

主に道外からの入牧がですね、この吹雪によって中止あるいは延期になったその影響が約150頭分ほどありました。それから新法人の2月、3月に予定されていた入牧が結果として行われないということが50頭分ありました。

こういったものあわせて、この金額の減額になっています。

○議長（舘田賢治君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） 本多議員からお尋ねの農業用水道使用料300万円の減のことでお答えをいたします。

平成26年度の当初予算において、使用水量見込み77万7,600トンみておりましたけれど、実水量の部分については75万6,000トンの水量という形で、約2万トン減の水量の部分の実績でございました。それにより300万の減額という形になっております。これは天候の影響により、使用水量が減ったことも一つの要因という形で考えております。

○議長（舘田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） いま原因として天候の状態と言われましたけれども、もう少し内容を詳しくお知らせ願います。

○議長（舘田賢治君） 育成牧場長・類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） 2月14日から16日、それから2月27日から28日、3月の2日から4日、この間というのは猛吹雪で幹線道路が通行止めになるなど、そういった状況が続きました。またご存じのとおり、標茶町育成牧場は外でえさを与えるというパドックを常に除雪しなければならないというそういった形態で管理しておりますので、入牧の希望がきていてもそのところの準備が間に合わない状態というのが続いておりました。

そういったことで予定した入牧がのびのびになっていたり、あるいは天候が安定した4月以降に入牧するというので、入牧が延期になったりとかそういった状態があったということでございます。

○議長（舘田賢治君） 11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 場長、申し訳ないです。私がいまお聞きしたのはですね、農業用水道使用料のですね、2万トンばかり減った、それが天候に左右されたということが課長のほうから報告ありましたので、もう少し詳しく、天候がどうでどのようで2万トンが減るのかということをお聞かせ願いたいと思うのですが。

○議長（舘田賢治君） 水道課長・細川君。

○水道課長（細川充洋君） 先ほども天候の影響により使用水量が減ったことも一つの要因という形でご説明いたしました。毎年天候の部分については、暑ければ当然水を使う量が増えるわけなんですけれども、寒ければ使用水量という部分が減るとい部分、この部分が原因と思われますし、さらにはですね昨日も一般質問の中であったように、農家用の戸数の部分で平成25年度に比べて農家さんの戸数が6戸減っている形ですとか、そういう部分も要因の一つと考えております。

○議長（舘田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） 15ページの軽費老人ホーム使用料減額になっていますけれども、最近の施設の利用状況等も含めて、この理由をお聞かせいただければと思います。それと22ページの町有林の売払収入1,100万円ほど、結構大きな金額なのでこの内容についてもお知らせいただければと思います。

○議長（舘田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 先に町有林の売払収入のほうをお答えさせていただきたいと思えます。全部で4件ありまして、全てカラマツなんです立木が1件とそれと間伐材が3つに分けて売払いを行っております。合計の立木が出た町有林面積が92.63ヘクタール、そこからですね材積的には3127.6立米。すいません、いまのは立木ですね、立木の材積が3127.6立米。それから素材としての材積が2843.3立米であります。4件合計の売払金額が今回増額補正をさせていただきました1,182万6,000円であります。売払いの内容につきましてははすべて町内の業者に売払いをしているところであります。

○議長（舘田賢治君） やすらぎ園長・春日君。

○やすらぎ園長（春日智子君） ただいまの質問についてお答えいたします。歳入減額の理由ですけれども、当初予算では全室の入居をしたということを前提として予算をみておりますが、入居実績に基づいて今回補正しております。

今回の入居実績に基づきましては、単身用で13戸、夫婦用で16戸というところで予算みておりまして、最終的には歳入不足ということで47万8,000円の減というふうになっておりますということでもよろしいでしょうか。

あと実際ですね、駒が丘荘では夫婦用と単身用のお部屋をご用意しておりますけれども、実際に夫婦用の入居者が少ないものですから、単身の方が夫婦用入居というように入居をしてございます。夫婦用の入居が申請あったときには、単身用のほうに移動してもらうという形で入居

を認めている形になっておりますので、一応単身用の入居者がお部屋がないとなっても、夫婦用があいていましたら、そっちのほうに移っていただいて入居を認めている現状にあります。

○議長（館田賢治君） 12番・菊地君。

○12番（菊地誠道君） わかりました。夫婦用の部屋に単身が入る場合に、部屋の使用料といえますか部屋代というのはどちらの査定で対応しているのでしょうか。

○議長（館田賢治君） やすらぎ園長・春日君。

○やすらぎ園長（春日智子君） 現在、単身用7,500円、月にですね。夫婦用が9,000円を毎月いただいておりますけれど、当然夫婦用のお部屋に入った方からは9,000円いただいております。なお、冬期加算という形で、冬期間についてはプラス5,300円。これは単身用も夫婦用も同じお値段を加算でいただいております。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 先ほど櫻井議員が聞きましたけれども、寄付金の関係でふるさと納税についてお聞きします。先ほど企画財政課長が今年度もウェブサイト等で周知をしていきたいというお話がございましたのでちょっとお聞きをするのですが。

昨年の6月の定例会で町長は川村議員の質問に対して答えておられました。その中でですねクレジットカード決済やコンビニ納付方法がいいのではないかというお話があったのですがけれども、それも考えてはいないということでございましたけれども、総務省の事務連絡の25年9月13日の文書によると、クレジットカード決済、コンビニ納付等、収納方法の多様化が今後効果的であるという通達、事務文書があります。それが1点で今後そういう納付を考えないのかという点ですね。それとちょっと関連しますので、基本的にはこれは寄付金ですからそれに対して特典をつけるなどというのは前回も考えていないという話でございましたけれども、別な観点からいくと、寄付者との関係づくり等を考えた場合にですね、標茶の現状を知らせるパンフレット等とそれからお礼状等必要だと思いますけれども、さらに今言ったように寄付者との関係づくりの観点または標茶の状況を知らせる観点からですね、限度をもった標茶の特産みたいなものをですね、礼状と一緒に配るといようなことも必要ではないかと思うんですけども、それについてお伺いしますけれども。

また、ふるさと納税のポータルサイトなんかを見ても、非常にいま各自治体を競わせるような状況になっている状況ですから、ぼくはここまでやる必要はないと思いますけども。ただ、寄付者との関係づくりという観点から再度考えてはどうかなと思うんですが、それについていかがですか。

○議長（館田賢治君） 休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） 先ほどの3件、3万5,000円のふるさと納税があった。それに対する寄付者へのどういう対応をされたのかお聞きしておきたいと思いますが。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

寄付をされた方にはそれぞれ事前にふるさと納税のお問い合わせ等がございましたら、こちらからそれぞれ文書を差し上げまして寄付金の振込依頼書を送付いたします。それで振込みが確認された時点でこちらのほうから、礼状を添えてそれぞれ送付しているということでございます。

○議長（館田賢治君） 3番・熊谷君。

○3番（熊谷善行君） もらう前に送付書類と一緒に礼状をだしているということですか。

○議長（館田賢治君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） ちょっと説明が悪かったので申し訳ございませんが。向こうからふるさと納税の送金をされた、いろんな送金のされ方がございます。現金で送金される方、あるいは納付書で送金される方、それぞれ方法をこちらのほうから文書を送付しまして、実際には振り込みが多いわけなんですけど、その分をされた部分で確認をされた時点で礼状を差し上げるということでご扱ってございます。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、第2条、繰越明許費の設定について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

○議長（館田賢治君） 10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 繰越明許費につきましては報告7号で計算書が出ていますけれど、ここでお聞きしたいのは26年度中に執行困難ということで繰り越す、国の総合戦略というのはきょう新聞ででましたのでこれから話題になるかと思うのですがここでお聞きしたいのは、地方創生先行型、もしくは地域消費喚起型と2種類に分かれています。このメニューを見ますといろいろ消費型・生活支援型、これを次年度に向けて振り分けのメニューというのはどういうふうになっていくのかと。内容をどう考えていくのか。また地方戦略というのはこれから作るのか、これは26年度で策定しているからこういうメニューがでているのか。事業メニューについてどういうお考えでいるのかちょっとお聞きしたかった。

○議長（館田賢治君） 休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前 11時18分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 先ほどの聞き方がちょっと悪かったかなと思います。事業メニューについては、当初予算ということで説明受けていました。

ただその事業メニューの中で、繰り越した中で27年度の内容等についていつ頃それを示されて実行されるのかということが一つですね。それと、もちろん例えば地方創生先行型というのは4年間の実行をしていく中で、4年間毎年続けていくということなのかその2点をまずお聞きしたい。

○議長（館田賢治君） 休憩します。

休憩 午前 11時20分

再開 午前 11時21分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 繰越明許費の内容であります。地方創生先行型につきましては時期ですけど、事業の中身から再度おさらいという形で、申し訳ありませんけれど。

地方創生先行型につきましては、標茶町のメニューとしまして地域間交流事業、それから子育て応援チケット事業、新規就農者支援事業、チャレンジショップ事業、それから標茶高校教育振興会事業ということで通常、一般会計の予算に載る事業でありますので通年で執行する予定であります。それから2行目の地方消費喚起型につきましては、各市町村で取り組みますがプレミアム商品券、標茶町の場合は30%のプレミアムをつけた1万円の商品券を5,000セット発行する予定でいま商工会のほうと事務手続きを進めております。発売は7月を予定しております。

それからもう一点はLEDの照明ということで、家庭用のLEDを入れ替えた場合には30%で商品券を還元するという事業を予定しております。これもほぼ商品券の時期と同時期というふうに考えております。

以上です。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第6号は承認されました。

◎報告第7号

○議長（館田賢治君） 日程第2。報告第7号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 報告第7号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成26年度一般会計補正予算（第9号）で議決をいただきました3件と、第11号で承認いただきました2件の繰越明許費繰越計算書でございます。

平成26年度歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算の成立後の事由により、年度内にその支出が終わらない当該事業について、予算の定めるところにより、平成27年度に繰り越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第7号、繰越明許費繰越計算書の調製について

平成26年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次ページへまいります。

平成26年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。

2款総務費、8項地方振興費、事業名、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型）、金額4,022万円。翌年度繰越額4,022万円。財源内訳につきましては、国道支出金3,270万4,000円。一般財源で751万6,000円。

款項同じであります。事業名、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業（地域消費喚起型）、金額2,602万7,000円。翌年度繰越額2,602万7,000円。財源内訳につきましては、国道支出金2,476万円。一般財源で126万7,000円であります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、事業名、道営草地整備事業（区画整理型）負担金

(標茶東地区)、金額 1,222 万 8,000 円、翌年度繰越額 772 万 5,000 円、財源内訳は一般財源で 772 万 5,000 円であります。

款項同じであります。事業名、道営草地整備事業(区画整理型)負担金(標茶北地区)、金額は 1,999 万 5,000 円、翌年度繰越額 257 万 5,000 円。財源内訳は一般財源で 257 万 5,000 円であります。

款項同じであります。事業名、道営経営体育成基盤整備事業(通作条件整備型(基幹農道整備(保全対策型)))負担金(西熊牛地区)です。金額 466 万 5,000 円、翌年度繰越額は 60 万 3,000 円、財源内訳は一般財源 60 万 3,000 円。合計では金額 1 億 313 万 5,000 円、翌年度繰越額 7,715 万円。財源内訳につきましては、国道支出金で 5,746 万 4,000 円。一般財源で 1,968 万 6,000 円。調整につきましては平成 27 年 5 月 31 日であります。

以上で、報告第 7 号の説明を終わります。

○議長(館田賢治君) これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第 7 号は承認されました。

◎議案第 46 号

○議長(館田賢治君) 日程第 3。議案第 46 号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長(高橋則義君)(登壇) 議案第 46 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成 27 年度の過疎対策事業の起債要望申請に係る、「標茶町過疎地域自立促進市町村計画」の一部変更でございます。

当該計画につきましては、平成 22 年度から平成 27 年度までの計画事業が掲載されておりますが、本年度に、子ども医療費助成事業および教職員住宅建設事業を追加いたしたいこと

から、計画の一部を変更するものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第 46 号、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定に基づき、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

次ページへまいります。別紙であります。

6 医療の確保、(3) 計画（平成 22 年度から平成 27 年度）の表中。なお、表につきましては、左から事業名、事業内容、事業主体となります。

過疎地区自立促進特別事業に係わるもので、

・釧根広域救急医療確保事業。救急医療確保のための助成。釧路・根室管内における入院治療を必要とする重篤救急患者の医療を円滑に行い、町民の健康保持に寄与する。その他。

を子ども医療費助成事業を加えるため、

・釧根広域救急医療確保事業。救急医療確保のための助成。釧路・根室管内における入院治療を必要とする重篤救急患者の医療を円滑に行い、町民の健康保持に寄与する。その他。

・子ども医療費助成事業。0 歳から 15 歳までの医療費の実質無料化。病院等に支払った自己負担分について、地域商品券を交付することで無料化し、子ども達の健やかな成長を目指す。町。に変更し、

7 教育の振興、(3) 計画（平成 22 年度から平成 27 年度）の表中、

・屋内運動場、塘路小中学校屋体耐震改修・大規模改修事業。町。磯分内小学校屋体改築事業、町。虹別中学校屋体耐震改修事業、町。中茶安別中学校講堂防音事業、町。

・スクールバス・ボート、へき地児童生徒援助事業（スクールバス整備）、町。を教職員住宅を加えるため、

・屋内運動場、塘路小中学校屋体耐震改修・大規模改修事業。町。磯分内小学校屋体改築事業、町。虹別中学校屋体耐震改修事業、町。中茶安別中学校講堂防音事業、町。教職員住宅、磯分内小学校教員住宅建設事業、町。

・スクールバス・ボート、へき地児童生徒援助事業（スクールバス整備）、町。に変更する。

以上で、議案第 46 号の提案趣旨ならびに内容について説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議はないものと認めます。

よって、議案第46号は原案可決されました。

◎議案第47号

○議長(館田賢治君) 日程第4。議案第47号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長(穂刈武人君)(登壇) 議案第47号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年度から進めてまいりました磯分内小学校の校舎及び屋体の改築工事が、本年8月に校舎・屋体とも使用が可能となるため、夏休み期間中に新校舎への引越しを行い、8月24日の2学期始業日から、新校舎において授業を開始するため、学校の設置位置の改正をいたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

なお、本案につきましては、6月1日開催の第6回定例教育委員会において、議決をいただいておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

標茶町立学校条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町立学校条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町立学校条例の一部を改正する条例

標茶町立学校条例(昭和39年標茶町条例第9号)の一部を次のように改正する。

議案説明資料の1ページ目に、条例新旧対照表を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

名称及び位置の改正でありまして、別表第1の位置の欄中「同 字熊牛原野 20 番地」を「同 字熊牛原野 15 線西 3 番地 1」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、学校の2学期始業日であります、平成27年8月24日から施行するというものであります。

以上で、議案第47号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(館田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号は原案可決されました。

◎議案第48号

○議長(館田賢治君) 日程第5。議案第48号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第48号、標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の提案趣旨並びに内容について説明いたします。

本案は、新規就農希望者の誘致を強力に推し進めるためにJAと協調して優遇措置の強化を図ることを目的に、現行条例に所要の改正をしようとするものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第48号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

議案書次ページへまいります。

標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例

標茶町新規就農者誘致特別措置条例(平成7年標茶町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 就農一時金

ア 移転就農一時金、町内で農業を営んでいた者が、別の施設に移転就農した場合50万円

イ 新規就農一時金、新規就農予定者が研修を終え、町内に新規就農した場合100万円

附則といたしまして

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の標茶町新規就農者誘致特別措置条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日以前に標茶町新規就農者誘致特別措置条例の規定により新規就農予定者の承認を受けた者に対する優遇措置については、なお従前の例によるというものでございます。

改正個所につきましては、議案説明資料に新旧対照表がありますのでそちらをご覧くださいと思います。

議案説明資料、最後の見開きでございます。

第8条第3項は奨励金に関する規定ですが、そこに就農一時金を追加するというもので、町内農業者の移転就農の場合の一時金として50万円、新規就農の場合の一時金として100万円を交付するという内容でございます。

以上で、議案第48号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・本多君。

○11番（本多耕平君） 善しあしは別にいたしまして、移転した場合の50万円、この50万円の根拠をお知らせ願いたいと思います。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。移転に係わる例えば経費が車代がいくらとかそういう積算ではございません。農協さんと協議する中で、だいたいこれくらいの金額を支援するというのがですね、一つのきっかけ作りになるのではないかとということで、農協さんとの協議の結果で両者あわせて定額で100万円を支給するという形にしていこうという、そういう結果で出てきた金額でございます。

○議長（館田賢治君） 本多君。

○11番（本多耕平君） 根拠なしにですね農協と金額を相談してこの程度ということで、そんな掴みで私ども理解してよろしいのでしょうか。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 掴みという表現ですね、少しいろいろとあるのかと思うのですが。定額で、町50万、農協50万あわせて100万円を支給するという形にしましょうという結果であります。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・渡邊君

○8番（渡邊定之君） 8番、渡邊です。就農の一時金、金額の問題ではなくして、別の施設に移転就農した場合という文言について質問させていただきたいと思うのですけれども。

あまりにも雑ばくな表現の仕方といたしますか、本当に道路一本はさんで移転しても、そういう解釈も成り立つと思うのですけれどもその辺いかがでしょう。

○議長（舘田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。この文言だけでは議員ご指摘のようなことも考えられると思うのですけれども。実は農協さんとの協議の中で、この話がでてきたとき、協議にのった背景にはですね、この間、酪農学園大学と地域総合連携協定を結んでいるのですけれども、その中でさまざまなご意見あるいはご提言いただいているのですけれども、なかなか離農に歯止めがかからない中でですね、離農あるいは経営中止の判断に至った農家でまだまだ使える施設があるというケースがこれから出てくるでしょうと。あるいは若い方が規模拡大をしていくときに、単純に新規施設を建てるという投資を選ぶのかあるいは、ほかの経営で使っていない遊休施設を活用しながら投資を抑えて規模拡大をする、そういう選択肢もこれからあるのではないかとというようなご提言も受けておまして、それらに合致するものだとということで今回この制度を追加することに至りました。

基本的には同一経営体の中での施設ではなくて別の経営者の方が使っていて、今使っていないもの。そういうような概念でこの制度については追加しておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 8番・渡邊君

○8番（渡邊定之君） それでは例えば兄弟とか親子で経営を、息子がこちらのほうに就農するという形で就農してもそういうことも考えられますか。まあ分離してという。そういう意味では例えば隣の自分の畑でも親から独立して就農するという形をとっても。そうなるともた色々な手だてというのは発生すると思うのですけど。

○議長（舘田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。一般質問の答弁のなかでも少し触れさせてもらっているのですけれど、現行の標茶町のこの条例の基本的な考え方については、新規参入する場合についての投資額をいかに軽減してやるかということに主眼をおいて作っていることとあります。ですからいまお尋ねの同一世帯のなかで例えば親兄弟のものを使うというときに、それぞれ同じ経営体だったのかどうかという部分が一つの判断基準であるのかなというふうに思っています。親兄弟の部分なんですけど、この条例、例えば農家の次男さん、三男さんで親の経営体から離れて違うところに新規就農する場合については、制度の一部適用できるものについては活用可能ですということでこれまでも説明をしておりますし、宣伝もしておりますので、そこらを判断基準にやっていきたいというふうに思います。

ケースバイケースの判断というのが出てくるようなことも考えられると思っているのですけれども、趣旨についてはいま申し上げたようなことでありまして、農協さんと協議しながらやっ

ていきたいなというふうに考えております。

○議長（館田賢治君） 8番・渡邊君

○8番（渡邊定之君） 確認の意味で再度質問させていただきます。そういう意味では色々な条件から、いま私が質問したような内容からこの一時金、移転に対する対応ができる可能性もあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

（何事かいう声あり）

○議長（館田賢治君） 休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時50分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） さまざまなケースがあろうかと思うんですけども、基本的には経営が別ですというところが、そこが基本になります。そこから発生する問題については都度考えていきたいというふうに考えておりますが、経営が別であるということ、それからあくまでも別の経営が使っていた器に移って規模拡大等をする場合、それらを念頭においている制度でありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第48号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

◎議案第49号ないし議案第51号

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6。議案第49号・議案第50号・議案第51号を一括議題といたします。

本案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第49号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成27年度一般会計補正予算（第1号）でございまして、今日的経済環境を考慮した国保特別会計への支援、環境衛生対策、農業振興対策などに資するため、歳入歳出それぞれ5億3,053万3,000円を追加し、総額を117億2,253万3,000円といたしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、一般廃棄物処理施設・エネルギー回収推進施設整備工事費7,560万円、畜産競争力強化対策整備事業補助金3億1,815万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計へ3,500万円を追加したところであります。

一方、歳入につきましては、国道支出金の計上、地方交付税の増額などで、収支のバランスを図ったところあります。

また、継続費で1件、地方債で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成27年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

平成27年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,053万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億2,253万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

11ページへまいります。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 継続費であります。

新規で1件追加するものであります。

4款衛生費、2項清掃費、事業名は標茶町一般廃棄物処理施設整備事業（エネルギー回収推進施設）、総額では20億円、年割額は、平成27年度7,560万円。平成28年度5億7,700万円。平成29年度13億4,740万円とするものであります。

19ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

4款衛生費、2項清掃費、事業名、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業（エネルギー回収推進施設）、全体計画の補正後の計で申し上げます。年割額、20億円。財源内訳であります。国道支出金4億6,434万6,000円、地方債で15億3,550万円、一般財源15万4,000円。当該年度支出予定額7,560万円、当該年度末までの支出予定額7,560万円。翌年度以降支出予定額は19億2,440万円。継続費の総額に対する進捗率であります。平成27年度3.8%、平成28年度28.8%、平成29年度67.4%、合計で100%であります。

5ページへお戻りください。

第3表 地方債補正であります。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額6億4,100万円に地上デジタル放送施設整備で1,600万円、エネルギー回収施設整備で6,020万円追加し、補正後の限度額を7億1,720万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じであります。

合計では、補正前の限度額12億5,800万円に7,620万円を追加し、補正後の限度額を13億3,420万円とするものであります。

20ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計額で申し上げます。前々年度末現在高104億4,248万5,000円。前年度末現在高見込額、102億8,285万8,000円。当該年度中の起債見込額、補正前の額12億5,800万円に補正額7,620万円を追加し、補正後の額を13億3,420万円とするものであります。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額105億3,543万4,000円に、補正額7,620万円を追加し、補正後の額を106億1,163万4,000円とするものであります。

以上で、議案第49号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君）（登壇） 議案第50号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成 27 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）で、平成 27 年度国民健康保険税の基礎課税額を把握し、本年度分一般被保険者国民健康保険税を試算した結果、保険税の引上げが必要となる結果となりましたが、町内経済や課税所得状況を総合的に検討した結果、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、本町独自の経済対策として、税率を据え置くこととし、不足額は一般会計からの繰入をすることといたしました。

歳入歳出の補正の内訳は、歳入では、国民健康保険税の減額と一般会計からの繰入、歳出では、特定健康診査無受診者対策、及び健康教育事業の実施に伴う委託料の追加であります。

なお、本案につきましては、6 月 1 日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

別冊補正予算書をお開きください。1 ページ目です。

平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,741万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づき説明いたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページへお戻りください。

「第 1 表歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第50号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 町立病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君）（登壇） 議案第 51 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成 27 年度標茶町病院事業会計補正予算（第 1 号）でございまして、産婦人科の診療体制が 6 月から変更になったことに伴って、収益的収入及び支出について必要な予算措置を行うものです。

支出では、医師個人に支払いをしていました医師報酬 814 万円の減額と札幌からの出張旅費 46 万 2,000 円の減額を行い、6 月からの医師派遣に要する費用として、現在勤務されている医療機関（町立中標津病院）へ支払う医師派遣委託料 790 万円の追加と、医師の送迎に係

るタクシー賃借料 157 万 8,000 円の追加を行いたいというものでございます。このことよ
って 87 万 6,000 円の追加補正を行うものです。

一方、収入につきましては、医師派遣が週 2 回に変わることによって利便性が高まり、外来患者
数が増加するとの見込みから医業収益で 87 万 6,000 円の追加を行い、収支のバランスを取る
というものでございます。

以下、内容について 1 ページからご説明いたします。

平成 27 年度標茶町病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 27 年度標茶町病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 27 年度標茶町病院事業会計補正予算（以下「予算」という。）第 2 条に定め
た業務の予定量を、次のとおり補正する。

第 2 号 年間患者数、外来患者数を 120 人増の 2 万 6,920 人とする。

第 3 号 1 日平均患者数、外来 1 人増の 111 人にするものです。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第 1 款、病院事業収益 87 万 6,000 円追加し、11 億 5,078 万 2,000 円に。第 1 項、医
業収益 87 万 6,000 円追加し、7 億 6,043 万 4,000 円に。

支出、第 1 款、病院事業費用 87 万 6,000 円を追加し、11 億 5,078 万 2,000 円に。第 1 項、
医業費用 87 万 6,000 円を追加し、11 億 671 万 8,000 円にするものです。

次のページをお開きください。

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金 2,436 万 2,000 円」を「減
債積立金 61 万 4,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 2,374 万 8,000 円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 5 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

第 1 号 職員給与費 814 万円を減額し、7 億 2,684 万 1,000 円とする。

続きまして 8 ページをお開きください。最後のページになります。

平成 27 年度標茶町病院事業会計補正予算説明書でございます。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

次に、4 ページをお開きください。

平成 27 年度標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書（補正後）でございます。

平成 26 年度決算状況を踏まえてのキャッシュ・フロー計算書になります。

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

（1）当年度純利益、ありません、（2）減価償却費、6,786 万 8,000 円、（3）引当金の増

加額、22万7,000円、(4) 長期前受金戻入額、マイナス520万7,000円、(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス456万1,000円、(6) 支払利息、3,826万4,000円、(7) 固定資産除却費、105万円、(8) 未収金の減少額、1,083万6,000円、(9) 未払金の増加額、マイナス1,883万1,000円、(10) たな卸資産の減少額、マイナス78万6,000円、(11) 前払金の増加額、ありません、(12) その他、2万4,000円、(13) 小計、8,888万4,000円、(14) 利息及び配当金の受取額、456万1,000円、(15) 利息の支払額、マイナス3,826万4,000円。業務活動によるキャッシュ・フローの合計としては、5,518万1,000円。補正前と比較して139万7,000円の増となっています。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出から(3) 他会計からの繰入金による収入、あわせまして、マイナス2,894万4,000円で補正前と同じであります。

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良企業債による収入から(4) 他会計からの償還金による収入まであわせまして、665万3,000円で補正前と同じであります。

4. 資金増加額は、補正前と比較して139万7,000円の増の3,289万円。

5. 資金期首残高は、補正前と比較して25万4,000円の増の1億2,745万7,000円。

6. 資金期末残高は、補正前と比較して165万1,000円の増の1億6,034万7,000円であります。

次に、5ページをお開きください。

給与費明細書でございます。補正前と補正後の比較で申し上げます。

職員数については変更ありません。給与費、報酬が814万円の減額です。給与費の計も同じく814万円の減額です。合計金額が同じく814万円の減額でございます。

続きまして、6ページをお開きください。

平成27年度標茶町病院事業予定貸借対照表(補正後)でございます。

こちらも平成26年度決算状況を踏まえての貸借対照表となります。

資産の部、1. 固定資産、(1) 有形固定資産は、イの土地からへのリース資産までの合計で申し上げます。補正前と比較して1万4,000円減の17億5,565万9,000円。(2) 無形固定資産、電話加入権で補正前と同じ38万8,000円。(3) 投資、イ長期貸付金4億円、長期貸付金償還金1億円、投資合計3億円。いずれも補正前と同じでございます。固定資産の合計といたしましては、補正前と比較して1万4,000円減の20億5,604万7,000円です。

2. 流動資産、(1) 現金・預金、補正前と比較して165万1,000円増の1億6,034万7,000円。(2) 未収金、補正前と比較して10万円増の6,010万円。(3) 貯蔵品、補正前と同じ800万円であります。流動資産合計といたしましては、補正前と比較して175万1,000円増の2億2,844万7,000円であります。資産合計といたしましては、補正前と比較して173万7,000円増の22億8,449万4,000円です。

次のページをお開きください。

負債の部、3. 固定負債、(1) 企業債、補正前と比較して1,000円増の9億4,319万円。
(2) リース債務、補正前と比較して1,000円増の231万1,000円。固定負債合計は、補正前と比較して2,000円増の9億4,550万1,000円です。

4. 流動負債、(1) 企業債、補正前と同じ9,657万9,000円。(2) リース債務、補正前と同じ233万円。(3) 未払金、補正前と比較して100万円増の4,100万円。(4) 引当金、イの賞与引当金でございまして、補正前と同じ3,512万1,000円。(5) 預り金、補正前と比較して12万1,000円増の650万円。流動負債合計は、補正前と比較して112万1,000円増の1億8,153万円です。

5. 繰延収益、(1) 長期前受金、補正前と同じ1億8,266万3,000円、(2) 長期前受金収益化累計額、補正前と同じ、1,041万4,000円。繰延収益合計は、補正前と同じ1億7,224万9,000円。負債合計としては、補正前と比較して112万3,000円増の12億9,928万円。

資本の部、6. 資本金、補正前と比較して61万4,000円増の9億8,190万7,000円。

7. 剰余金、(1) 資本剰余金、イ国庫補助金、補正前と同じ、330万7,000円、(2) 利益剰余金、イ減債積立金、ロの当年度未処分利益剰余金、いずれも補正前と同じ、0円です。剰余金合計は、補正前と同じ、330万7,000円です。

資本合計は、補正前と比較して61万4,000円増の9億8,521万4,000円、負債と資本の合計は、補正前と比較して173万7,000円増の22億8,449万4,000円です。

次に、3ページをお開きください。

平成27年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、5月29日開催の第8回標茶町立病院運営委員会へ諮問し、原案可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案51号の提案趣旨並びに内容について終わります。

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第49号・議案第50号・議案第51号は、直ちに、議長を除く12名で構成する「議案第49号・議案第50号・議案第51号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第49号・議案第50号・議案第51号は、議長を除く12名で構成する「議案第49号・議案第50号・議案第51号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 3時50分

◎議案第52号

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7。議案第52号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君）（登壇） 議案第52号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案第52号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契約の目的、中茶安別中学校（講堂）防音事業改築建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は、改築で鉄筋コンクリート造、平屋建、657.91平方メートルです。工事場所は中茶安別原野基線35-2です。契約金額、2億6,838万円です。契約の方法は、指名競争入札。入札執行日は平成27年6月5日です。指名業者の状況ですが、サトケン・星特定建設工事共同企業体、赤坂建設株式会社、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

契約の相手方につきましては議案書のほうに戻ります。サトケン・星特定建設工事共同企業体。代表者、川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役、佐藤紀寿。構成員、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店、代表取締役、佐藤正です。

資料のほうへ戻ります。

竣工予定日は平成28年2月29日です。新規・継続の別は新規です。備考といたしまして、予定価格、2億7,232万2,800円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 52 号は原案可決されました。

◎議員提案第 2 号

○議長（館田賢治君） 日程第 8。議員提案第 2 号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

5 番・黒沼君。

○5 番（黒沼俊幸君）（登壇） 議員提案第 2 号。標茶町議会広報調査特別委員会の設置について、その提案趣旨並びに内容を説明申し上げます。

議会広報しべちゃ議会だよりは、平成 4 年 5 月に創刊して以来、発行は 27 年 5 月号をもって 98 号を数え、議会の情報公開に大きな役割を果たしてまいりました。

平成 12 年 6 月には、議会単独で情報公開条例を制定し、開かれた議会を目指しております。議会が町民に理解され、支持される活動を展開するためには議会情報の公開を積極的にとり進め、透明性を高めることがますます重要になってきていることから、その中心となる議会広報を発行するために、標茶町議会広報調査特別委員会の設置を全議員の総意として提案いたします。

以下、内容について説明いたします。

議員提案第 2 号、標茶町議会広報調査特別委員会の設置について

本議会は、標茶町議会委員会条例第 5 条の規定により、議会広報発行に関する事項調査のため「標茶町議会広報調査特別委員会」を設置する。平成 27 年 6 月 10 日提出。設置の期間、本案議決の日から調査終了の日まで。構成及び調査の方法、6 名をもって構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続調査といたしたいと存じます。

以上で、説明を終わります。

○議長（館田賢治君） お諮りいたします。

議題となりました議員提案については会議規則運用細則第 40 の規定により、質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって議員提案については質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第2号は、原案可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました標茶町議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番・櫻井君、4番・深見君、5番・黒沼君、6番・松下君、7番・川村君、12番・菊地君の以上6名を指名したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を標茶町議会広報調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本調査特別委員会は、調査が終了するまで閉会中の継続調査といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、調査が終了するまで閉会中の継続調査と決定いたしました。

◎意見書案第12号

○議長(館田賢治君) 日程第9。意見書案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって意見書案の趣旨説明は省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第12号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第12号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第12号は原案否決されました。

◎意見書案第13号

○議長(館田賢治君) 日程第10。意見書案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第13号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(館田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第13号は原案否決されました。

◎意見書案第14号

○議長(館田賢治君) 日程第11。意見書案第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。
これより、意見書案第14号を採決いたします。
意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。
意見書案第14号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（館田賢治君） 起立少数であります。
よって、意見書案第14号は原案否決されました。

◎意見書案第15号

- 議長（館田賢治君） 日程第12。意見書案第15号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。
これより、意見書案第15号を採決いたします。
意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第15号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第16号

○議長（館田賢治君） 日程第13。意見書案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第16号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第16号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第16号は原案否決されました。

◎意見書案第17号

○議長（館田賢治君） 日程第14。意見書案第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

○4番(深見 迪君) 議長、4番。

○議長(館田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時11分

○議長(館田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論がございますのでまず意見書案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) なければ意見書案に賛成者の発言を許します。

4番・深見君。

○4番(深見 迪君)(登壇) 私は憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書案に賛成する立場で討論に参加いたします。

この意見書案は安全保障法制関連法案に反対し、憲法9条を守り日本の平和を守ることを求める内容です。安倍政権が提出した安保法制は、日本を「海外で戦争する国」に作り替える「戦争立法」というのが、その正体だと思います。

これは、いつでも、どこでも、どんな戦争にでもあらゆる形で自衛隊がアメリカの戦争に加担できるようにするものです。政府自身このことを「切れ目のない対応」といっています。

意見書案の表題ではこの法案を戦争立法としています。これに対し安倍首相は、レッテルわりをやめるといっていますが、これは一部の国民がいつている言葉ではありません。自民

党の元幹事長であり防衛庁長官でもあった山崎 拓氏もこれは戦争法案であるとし、「恒久法が一番問題が大きい。自衛隊を世界中どこでも出していくことに反対だ」と言いきっています。また、自衛隊のみなさんのリスクも格段に高まるともいっていますが、これは多くの国民が同じ思いでいると思います。

この安保法制は安倍首相が今国会中に成立させることをアメリカ大統領に誓約してきたものです。日本の国会や国民に説明する前にアメリカ大統領に法律の成立を誓うことをとって、誰のための法案なのかが一目瞭然です。そしてその内容は第1は、アメリカが世界のどこであれ、アフガン・イラク戦争のような戦争に乗り出した際に、自衛隊が従来の戦闘地域にまで行って軍事支援を行うこととなります。第2は形式上、停戦合意がなされているけれども戦乱がまだ続いているような地域に自衛隊を派兵して、武器を使った治安維持活動に取り組めるようにするアイサフ、つまりアフガニスタン国際治安支援部隊などへの危険な参加が起こってきます。第3は日本がどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して米国と一緒に海外で戦争するということです。

いま求められるのはこうした軍事一辺倒の方向ではなくて、憲法9条を活かした本当の平和戦略によって世界の平和、日本の平和と安定を図っていく方策を考えていくことです。この法案が憲法違反であることは先に行われた憲法学者の参考人質疑でも明らかになりました。3人の憲法学者のなかには、自民・公明両党と次世代の党、推薦の学者もいましたが自ら推薦した長谷部氏も憲法違反であると言いきっています。

ことしは戦後70年、一番大事なことは国民・町民の生命と財産を守る政治の実現であると思います。かつての誤った戦争政策によって、300万を超える国民が命を奪われ全国各地でのアメリカによる空襲、原爆投下などにより多数の生命と財産が奪われました。私は再び政治の誤りによって、自衛隊の皆さんを海外に行かせ戦死する危険に迫りやること、また、外国の人の命を奪うようなことがあってはならないと思います。

戦後70年続いてきた日本の平和とそれを支えてきた憲法9条を、そのまま若者や子どもたちに引き渡すことが政治の任務であると考えます。いま日本の平和を守るのか、それとも戦争の危険に突入するのか、大事な選択に迫られています。

党派を超え、思想信条の違いを乗り越えて、日本の平和を守るため本意見書案に賛成していただくことを強く訴えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（館田賢治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） これで討論を終わります。

これより、意見書案第17号を採決いたします。

討論がありましたので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第17号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、意見書案第17号は原案否決されました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（館田賢治君） 日程第15。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（館田賢治君） 日程第16。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成27年7月7日に、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣すること並びに7月23日に帯広市で開催される新任議員研修会に、新任議員2名を派遣することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（館田賢治君） ただいま、議案第49号・議案第50号・議案第51号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号・議案第50号・議案第51号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第49号ないし議案第51号

○議長（館田賢治君） 議案第49号・議案第50号・議案第51号を議題といたします。
お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第49号・議案第50号・議案第51号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号・議案第50号・議案第51号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、平成27年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後 4時21分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

署名議員 1 番

櫻 井 一 隆

署名議員 2 番

後 藤 勲

署名議員 3 番

熊 谷 善 行